

令和6年度
経営規模等評価
申請の手引き

徳島県

令和6年4月改正

目 次

第1	経営事項審査の概要	1
1	経営事項審査とは	1
2	審査基準日	1
3	有効期間（公共工事を請け負うことができる期間）	1
4	経営事項審査の手順	1
5	入札参加資格の認定等について	2
第2	申請手続について	3
1	申請資格	3
2	申請の方法	3
3	経営規模等評価の受付時期等	3
4	手数料及び納付方法	4
5	お問合せ先	4
第3	虚偽申請への罰則の適用	5
第4	令和6年度の経営事項審査等の注意点について	5
第5	提出書類一覧	8
1	知事許可業者	9
2	大臣許可業者	12
第6	申請書類の作成	14
1	書類作成上の一般的注意	14
2	【経営規模等評価申請書】の記入要領	15
3	【工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高】の記入要領	15
4	【工事経歴書】の記入要領	20
5	【その他の審査項目(社会性等)】の記入要領	21
6	【CPD単位を取得した技術者名簿】の記入要領	26
7	【技能者名簿】の記入要領	27
8	【技術職員名簿】の記入要領	28
9	【格付けに係る技術職員数及び職員数】の記入要領	31
10	【職員雇用状況調】の記入要領	31
11	【建設機械様式1・2】の記入要領	33
12	【建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書】の記入要領	35
13	【経営革新実施状況申告書・新分野進出状況申告書】の記入要領	36
14	【CPD取り組み状況調】の記入要領	37
第7	提示書類一覧	38
第8	審査不能により審査を打ち切る場合	43
第9	審査結果の通知及び再審査の申立て	44
第10	経営規模等評価結果の公表	44
第11	その他	45
1	一括下請負の禁止について	45
2	法人成り業者及び代替わり業者の取扱いについて	46
3	相続について	46
4	各種コード表	47
5	資格合格証明書の再交付手続	48
第12	参考資料	49
1	許可業種、建設工事の種類、内容及び例示	49
2	許可業種区分の考え方について	52
3	徳島県が発注する建設工事の希望工事種別表	58

第1 経営事項審査の概要

1 経営事項審査とは

建設業法第27条の23の規定により公共工事の入札に参加しようとする建設業者は、経営に関する客観的事項の審査を受けなければならないことが定められています。

これは、各建設工事の発注者は、その建設工事の規模、それが要求する技術的水準等を考慮して建設業者を選定する必要があることから、公共工事の入札に参加を希望する建設業者の資格審査の際に客観的事項として活用するよう設けられたものです。

したがって、国及び地方公共団体等に入札参加資格の申請を行おうとする者は、経営事項審査（以下「経審」という。）を受審していなければなりません。

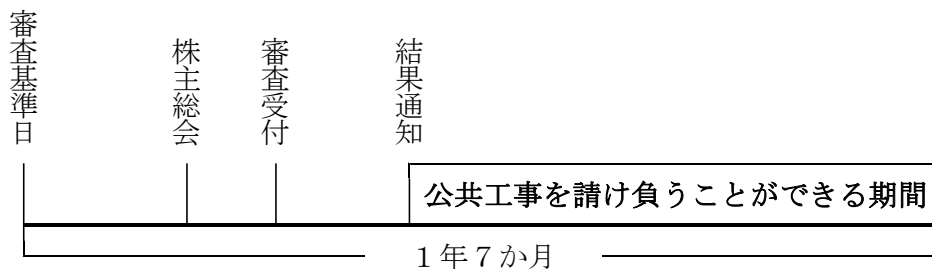
2 審査基準日

審査の基準日は、申請日直前の事業年度の終了日（決算日）です。

ただし、新規設立業者で決算期が未到来の場合は、個人にあっては事業開始の日、法人にあっては設立の日となります。

3 有効期間（公共工事を請け負うことができる期間）

国及び地方公共団体等と請負契約を締結することができるのは、経審を受けて結果通知を受領した後、その経審の審査基準日から1年7か月の間に限られています。



したがって、毎年公共工事を国及び地方公共団体等から直接請け負おうとする者は、有効期間が切れ目なく継続するよう、毎年定期に経審を受ける必要があります。

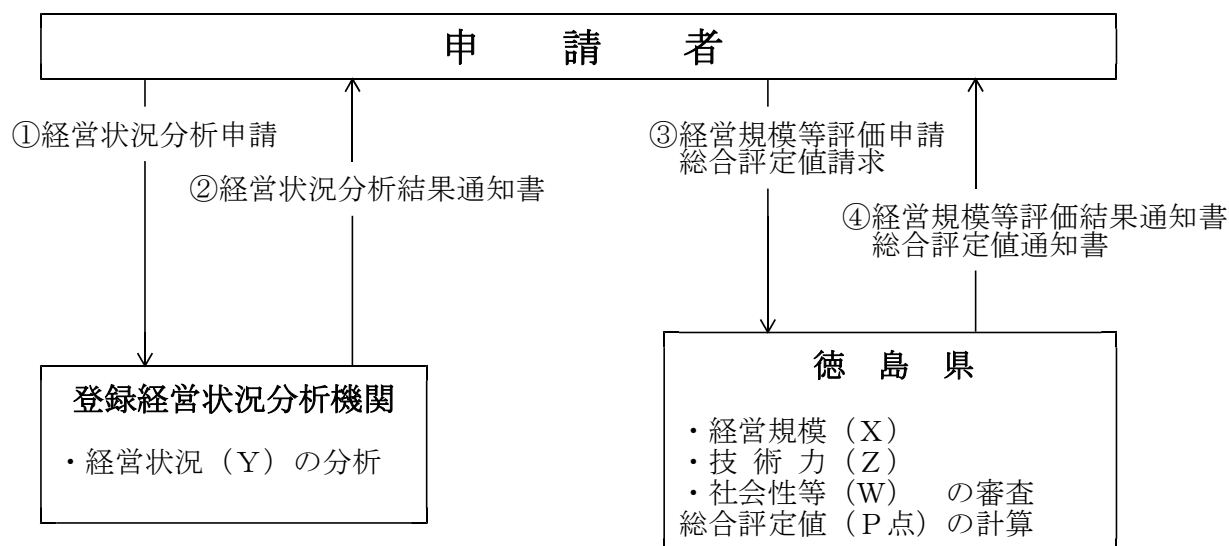
4 経営事項審査の手順

- (1) 経審は建設業の許可業者を対象として行います。審査を希望する業種については、許可を受けておく必要があります。
- (2) 経審では、次の二つの評価を受ける必要があります。
 - ア 経営状況分析（財務諸表の分析「Y」）
 - イ 経営規模等評価（経営規模「X」、技術力「Z」、その他の審査項目「W」）

経営状況分析は、経営規模等評価に先立って登録経営状況分析機関へ申請し、経営状況分析結果通知書を受領しておいてください。

その後、建設業の許可を行った行政庁に対して経営規模等評価の申請を行います。

また、総合評定値（P点）の請求は、経営規模等評価の申請と同時に請求することができます。



5 入札参加資格の認定等について

公共工事の入札に参加するには、経審の申請とは別に、各発注者（国及び地方公共団体等）が行う入札参加資格の認定を事前に受けておく必要があります、この申請の際に経審の結果通知書の提出が求められます。

さらに本県では各総合県民局等に対し、指名要望書を提出しておく必要があります。

これについては、参加を希望する発注機関の担当部署へお問い合わせください。

第2 申請手続について

1 申請資格

徳島県内に主たる営業所を置き、建設業法第3条の規定に基づく許可を受けて営業している者

2 申請の方法

(1) 経営規模等評価

① 知事許可業者

ア 対面審査の場合

主たる営業所を管轄する各総合県民局等において審査日を予約し、当日に申請書を県庁8階801会議室へ持参して審査を受けます。

イ 電子申請の場合

別紙「経営規模等評価申請における電子申請時の留意事項について」をご確認いただき、期限までに申請してください。

② 大臣許可業者

経審の書類については、四国地方整備局へ直接提出します。

徳島県及び県内市町村への入札参加を希望する場合は、四国地方整備局に経審の書類を提出するとともに、本手引き（12ページ）にある提出書類Dを建設管理課（審査担当）に電話予約をした上で持参してください。

(2) 経営状況分析

経営規模等評価に先立って、国に登録された経営状況分析機関に申請します。

3 経営規模等評価の受付時期等

経営規模等評価の予約受付期限及び審査時期は表のとおりです。併せて、別添の「令和6年度経審日程表」も確認の上、期限までに管轄の各総合県民局等において審査日を予約してください。

経審は、県庁8階北側東端部の801会議室（建設管理課前）で行います。通常の審査開始時間は午前が10時から、午後が13時30分からですが、やむを得ず審査の時間等を変更することがあります。その際には、県のホームページ等で改めてお知らせします。

決算月	予約受付期限	審査時期	前期決算の経審の有効期間
令和5年10月決算業者	令和6年5月10日まで	令和6年5月	令和6年5月
令和5年11月決算業者	令和6年5月17日まで	令和6年5月	令和6年6月
令和5年12月決算業者	令和6年5月24日まで	令和6年6月	令和6年7月
令和6年1月決算業者	令和6年6月21日まで	令和6年7月	令和6年8月
令和6年2月決算業者	令和6年6月28日まで	令和6年7月	令和6年9月
令和6年3月決算業者	令和6年7月12日まで	令和6年7月	令和6年10月
令和6年4月決算業者	令和6年8月2日まで	令和6年8月	令和6年11月
令和6年5月決算業者	令和6年8月23日まで	令和6年9月	令和6年12月
令和6年6月決算業者	令和6年9月20日まで	令和6年10月	令和7年1月
令和6年7月決算業者	令和6年10月11日まで	令和6年10月	令和7年2月
令和6年8月決算業者	令和6年10月30日まで	令和6年11月	令和7年3月
令和6年9月決算業者	令和6年11月20日まで	令和6年12月	令和7年4月

4 手数料及び納付方法

(1) 経営規模等評価

$8,100円 + 2,300円 \times \text{申請業種数}$ で算出される金額分の **徳島県収入証紙** を審査手数料貼付書に貼付して申請する。

(2) 総合評定値

$400円 + 200円 \times \text{申請業種数}$ で算出される金額分の **徳島県収入証紙** を申請書の審査手数料貼付書に貼付して申請する。

【上記の同時申請の手数料早見表】			
1業種	11,000円	5業種	21,000円
2業種	13,500円	6業種	23,500円
3業種	16,000円	7業種	26,000円
4業種	18,500円	8業種	28,500円

※ 電子申請の場合の手数料納付方法は、別紙「経営規模等評価申請における電子申請時の留意事項について」をご確認ください。

(3) 経営状況分析

登録経営状況分析機関が独自に定めるところによる。

5 お問合せ先

(1) 経営規模等評価・・・建設管理課審査担当 (Tel 088-621-2519・2624)

審査中は対応いたしかねますので、審査時間を避けて御連絡ください。

(2) 経営規模等評価の予約・・・管轄の各総合県民局等

鳴門市、松茂町及び板野町の方の予約は、鳴門総合サービスセンターで受け付けますので御注意ください。

予約した日時に都合が悪くなった場合は、早めに連絡してください。ただし、希望の日時に変更できるとは限りませんので、御了承ください。

(3) 経営状況分析・・・各登録経営状況分析機関

登録機関については、国土交通省のホームページ「登録経営状況分析機関一覧」を御確認ください。

第3 虚偽申請への罰則の適用

経営規模等評価申請書、経営状況分析申請書、財務諸表等に虚偽の記載をして提出した者は、建設業法第50条の規定により、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金の対象になります。

また、国土交通大臣又は都道府県知事が、経営規模等評価のために必要があると認めて、報告又は資料の提出を求めたにもかかわらず、報告若しくは資料の提出をしない者又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者は、建設業法第52条の規定により、100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

なお、上記の刑に処せられた場合、建設業法第8条第7号又は第8号及び第29条第1項第2号の規定により、許可が取り消され、5年間は改めて許可を受けることができません。

第4 令和6年度の経営事項審査等の注意点について

1 令和6年度の経審については、次の点に注意し申請書を作成してください。

(1) 作成に当たっては必ず最新の様式を使用してください。

(2) 格付けにおける「技術者」及び「建設業従事職員」の評価要件について

令和7年度の格付けから、経営事項審査の審査基準日において「1年以上の継続雇用」としている評価要件が「6か月超の継続雇用」となります。これに伴い、「職員雇用状況調A（1年以上継続して勤務している者）」と「職員雇用状況調B（勤務が6か月を超え1年未満の者）」を廃止し、「職員雇用状況調（6か月を超えて継続して勤務している者）」とします。

また、「格付けに係る技術者数及び職員数」を（1年以上継続して勤務している者に限る。）から（6か月を超えて継続して勤務している者）に改めます。これに伴い、原則、技術職員名簿に記載できる技術者と格付けで評価対象となる技術者が一致するため、「格付けに係る技術者数及び職員数」の技術者数の欄は記入不要とします。ただし、測量・建設コンサルタント等に係る実態調査の対象になっている場合は、評価対象となる技術者が一致しないことがあるので、技術者数の欄も必ず記入してください。なお、職員数の欄については、従来どおり、全ての申請者が記入してください。

(3) 格付けに係る書類の提出について

徳島県発注の建設工事に係る入札参加資格申請については、令和7年1月に定期受付を実施するため、格付けに係る次の書類を今年度の経審の際に提出してください。

○ 経営基盤強化あるいは新分野進出状況に関する取組申告書

新分野進出等の経営基盤強化の取組について、格付けにおいて評価を受ける場合は、経営革新実施状況申告書あるいは新分野進出状況申告書を作成し、併せて確認資料を提出してください。

○ 格付けに係るCPD取り組み状況調

格付けに係るCPD取り組み状況調は、CPD受講実績の有無にかかわらず土木一式工事を受費する場合は必ず提出してください。また、CPD受講実績がある場合は、学習履歴証明書（写し）も提出してください。

※ 令和3年度から経審においてもCPD単位取得数が評価対象となっていますので、学習履歴証明書の取得に当たっては次の点に注意してください。

	経審における評価	格付けにおける評価
対象業種	全業種	土木一式工事のみ
CPD認定団体	告示別表第18に掲げる団体 (手引き27ページ)	建設系CPD協議会加盟団体 (手引き37ページ)
評価対象期間	審査基準日から遡って1年間	審査基準日から遡って5年間
社内研修のユニット数	対象	対象外
記載様式	技術職員名簿等	格付けに係るCPD取り組み状況調
取得単位数の換算	必要	不要
1人の技術者が複数の団体から認定を受けている場合	合算不可	合算可

- 評価対象となる単位を取得している場合は学習履歴証明書の提出が必要。
- いずれも評価対象となる単位を取得している場合は、審査基準日から遡って1年間及び5年間の学習履歴証明書が必要。

(4) 技術者要件の緩和について（令和5年7月1日施行）

一般建設業の許可を受けるには、営業所毎に専任の技術者の配置が求められています。建設業法施行規則等の一部改正により、技術検定合格者を指定学科卒業者と同等（1級1次合格者を大学指定学科卒業者と同等、2級1次合格者を高校指定学科卒業者と同等）とみなし、第1次検定合格後に一定期間（指定学科卒と同等）の実務経験を有する者が当該専任技術者として認められることとなりました（指定建設業と電気通信工事業は除く）。

また、特定建設業許可の営業所専任技術者要件※、建設工事において配置する主任技術者・監理技術者※も同様の扱いとなります。これに伴い、「技術職員資格区分コード表」を別紙「業種別技術職員コード表」に改めました。（※ 指定建設業は除く）

技術検定種目と対応する指定学科

技術検定種目	同等とみなす指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

2 その他の注意事項

- 各種様式への押印は不要です。ただし、行政書士による代理申請を行う場合は、行政書士の職印が必要です。
- 工事経歴書に記載された工事について、工事経歴書に記載された工事のうち、業種ごとに元請・下請工事を問わず完成工事高の大きいものから上位3件分の契約書等を確認します。
 - ※ 業種ごとに上位3件分の工事の入金確認を行います。審査を円滑に行うため、預金通帳等の入金箇所に付せんを貼るなどして、速やかに提示できるようにしておいてください。
 - ※ 工事経歴書は従前のとおり、元請工事の請負代金の額が大きい順に記載し、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載してください。それに続けて、残りの元請工事及び下請工事を請負代金の額が大きい順に記載し、全体の完成工事高の7割を超えるところまで記載してください。いずれかの時点で500万円（建築1500万円）未満の工事が10件に達したら、続けて直前1年間に着手した未成工事について請負代金の大きい順に記載

します。

※ 工事請負契約証明書についても押印は不要としました。ただし、裏面には業種を問わず工事施工中・施工後の写真を貼付してください。写真を貼付できない場合は、従前のおり、工事注文者の印をもらってください。

○ 前回の経審の際に提出した「技術職員名簿」に記載した資格、実務経験等から変更がない方については、合格証等の提示は不要です。ただし、その場合においても、資格に有効期間の定めのある「監理技術者資格者証」、「監理技術者講習修了証」、「登録基幹技能者講習修了証」等については写しの提出が必要です。

○ 「その他の審査項目（社会性等）」の「建設業の経理の状況」において、公認会計士については、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者が評価対象となり、研修の受講証明の提示が必要です。また、税理士については所属税理士会が認定する研修の受講証明の提示が必要です。

※ いずれの証明書も審査基準日にかかるものが必要です。

登録1級経理士及び登録2級経理士については、合格した日の属する年度の翌年度の開始日から起算して5年を経過しない者又は登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始日から起算して5年を経過しない者が評価対象となります。

○ 提出書類又は提示書類にマイナンバー（個人番号）の記載がある場合は、マイナンバーを隠してコピーしたものを提出又は提示してください。原本の提示が必要な場合であっても、コピーした書類の提示で構いません。なお、法人番号の記載がある書類については、そのまま使用できます。

○ 健康保険・厚生年金保険強制適用事業所において、被扶養者であるとの届出を社会保険事務所にしており、健康保険、厚生年金をかけていない方については、原則、非常勤職員となります。したがって、技術職員名簿や格付けの対象となる職員にはなりませんので、御注意ください。

○ 後期高齢者等で社会保険に加入していない方については、勤務状況確認のためにタイムカードや出勤簿の提示を求めますので、受審時に忘れずに御持参ください。

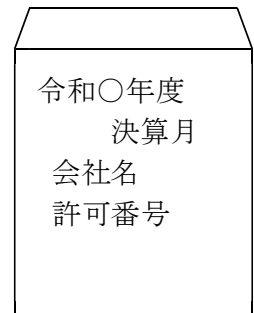
第5 提出書類一覧

申請様式等については徳島県のホームページからダウンロードできるほか、各総合県民局等で原稿の貸出しを行っています。

大臣許可業者の申請様式は、四国地方整備局のホームページ (<http://www.skr.mlit.go.jp/>) からダウンロードしてください。また、本県独自の様式の提出も必要ですので、本県のホームページも併せて確認してください。

注意事項

- 提出書類のほか、確認のための提示書類がありますので、一覧表を確認の上、審査時には必ず持参してください。
- 提出書類は、必ず角2の封筒に入れて提出してください。
封筒には、「受審年度・決算月」、「会社名」及び「許可番号」をマジック等で大きく記載してください。なお、書類の量が多い場合は、マチ付き封筒に入れるなどして、封筒が破れないように注意してください。
- 書類の控えを申請者においてあらかじめ作成しておいてください。



1 知事許可業者・・・提出書類A、B及びC

(1) 提出書類A

③～⑳は番号順に並べ、用紙の左2か所に穴を開けてヒモで綴じてください。(ホッチキス留め厳禁)

㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺は該当する場合のみ提出してください。

提出書類A

チェック欄

- ① 封筒 (角2サイズ)
- ② 日時指定票
- ③ 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書
- ④ 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高
- ⑤ 工事経歴書 (審査対象事業年度1年分)
- ⑥ その他の審査項目 (社会性)
- ⑦ CPD単位を取得した技術者名簿
- ⑧ 技能者名簿
- ⑨ 技術職員名簿
- ⑩ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿
(常時10名以上の労働者を使用する企業の場合は、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し)
- ⑪ 格付けに係る技術者数及び職員数
- ⑫ 卒業証明書 (写し可。建設業法第7条第2号イに該当する技術者を「その他の技術者」として計上する場合等に提出すること。) ※前回から変更がない場合は不要
- ⑬ 実務経歴証明書 (写し可) ※前回から変更がない場合は不要
- ⑭ 審査手数料貼付書
- ⑮ 経営状況分析結果通知書 (原本。総合評定値の請求を申請する場合)
- ⑯ 許可通知書の写し又は許可証明書 (写し可)
- ⑰ 直前期の総合評定値通知書の写し
- ⑱ 登記事項証明書〔法人〕又は身分証明書〔個人〕 (原本)
- ⑲ 職員雇用状況調 (労働条件を明記すること。)
- ⑳ 労働条件一覧〔職員雇用状況調の別紙〕
- ㉑ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
(最新のもので雇用期間6か月を超える職員全員分 (資格取得届を含む。)、75歳以上の方については、後期高齢者被保険者証の写しを提出すること。また、健康保険の被保険者等記号・番号等が見えないようにして提出すること。)
- ㉒ 納税証明書 (いずれも原本で、審査対象決算期に係る納付すべき額と納付済額が証明されているものを提出すること。)
 - ア 法人税〔個人の場合は申告所得税〕 (その1)
 - イ 消費税及び地方消費税 (その1)
 - ウ 法人県民税、法人事業税〔個人の場合は個人事業税〕、特別法人事業税
 - エ 自動車税
 - オ 法人市町村民税〔個人の場合は市町村民税〕
 - カ 固定資産税

※ ア・イは税務署で、ウ・エは東部県税局又は各総合県民局で、オ・カは市町村で交付を受けてください。

- ⑳ 財務諸表・兼業事業売上原価報告書・注記表（審査対象事業年度1年分）
- ㉑ 委任状
（行政書士による代理申請を行う場合に提出し、委任状には受任する行政書士の登録番号士の登録番号（行政書士証票の番号）を記載すること。委任状への押印は不要）
- ㉒ ワーク・ライフ・バランスに関する取組を証明する書類
（直近の「基準適合一般事業主認定通知書」など。前回の経審で評価を受けており、今回の審査基準日までに認定の取消又は辞退が行われていない場合は省略可）
- ㉓ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書
- ㉔ 再生企業の確認資料
- ㉕ 防災協定締結の証明書の写し
- ㉖ 監査の受審状況の確認資料
- ㉗ 建設機械様式1、2及び契約書（写し）・特定自主検査記録表（写し）
- ㉘ エコアクション21認証・登録証の写し
- ㉙ ISO登録認定証及び付属書の写し
- ㉚ 監理技術者証及び監理技術者講習修了証の写し、登録基幹技能者講習修了証の写し、能力評価（レベル判定）結果通知書
- ㉛ 経営革新実施状況申告書、新分野進出状況申告書及び確認資料等
- ㉜ 技術職員名簿記載分に係るCPD学習履歴証明書（写し）
※学習履歴証明書は、審査基準日から遡って1年間の取得単位が対象
例：決算日がR5.10.31の場合、対象期間は、R4.11.1～R5.10.31
証明日は審査基準日
- ㉝ 格付けに係るCPD取り組み状況調及び学習履歴証明書（写し）
※格付けに係るCPD取り組み状況調は土木一式を受審する場合のみ
該当のない場合も「格付けに係るCPD取り組み状況調」は提出すること。
※学習履歴証明書は、審査基準日から遡って5年間の取得単位が対象
例：決算日がR5.10.31の場合、対象期間は、H30.11.1～R5.10.31
証明日は審査基準日
- ㉞ 建設業労働災害防止協会加入証明書の写し（令和7年度分）
- ㉟ 格付けに係る完成工事高（税込）
- ※ ㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟は該当の場合のみ必要

メモ

今回初めて経審を受ける場合や前年度受審していない場合は、2年平均、3年平均いずれかの年数に応じて、提出書類A⑤㉑㉒及び提出書類Cを2年分又は3年分添付してください。（技術者台帳もいずれかの年数に応じて提示が必要です。併せて、工事請負証明書等の確認もします。）ただし、3年平均の場合で前々年度の経審で提出済の場合は2年分となります。

(2) 提出書類B

①～⑧を番号順に並べ、用紙の左上をホッチキス留めしてください。

提出書類B

チェック欄

- ① 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書
- ② 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高
- ③ その他の審査項目（社会性等）
- ④ 建設機械様式1 ※該当の場合のみ
- ⑤ 技術職員名簿
- ⑥ 格付けに係る技術者数及び職員数
- ⑦ 格付けに係るCPD取り組み状況調
※土木一式を受審する場合のみ（該当のない場合も提出すること）
- ⑧ 格付けに係る完成工事高（税込）

(3) 提出書類C

提出書類A及びBとは別に、ヒモで綴じてください。

提出書類C

チェック欄

- 税務申告書の写し及び決算書の写し（税務署に提出した書類一式（消費税の申告書を含む。）の写しで、税務署の受付印のあるもの。電子申告した場合は受信通知を添付してください。）

注意事項

- 審査にあたり、確認の必要が生じた場合には提出書類一覧に記載のない書類の提出を求める場合がありますので御了承ください。
- 各証明書類は、経審を受ける日を起算日として、前3か月以内に発行されたものに限ります。
- 納税証明書は、審査対象決算期に対応したものを提出し、前年度提出したものと重複しないように注意してください。
- 個人事業税については令和5年中の所得に係るものを提出してください。ただし、発行が受審日に間に合わない場合は令和4年分を提出してください。
- 市町村によっては、年度単位での発行になる場合もあるため、審査対象決算期の証明で間違いないか交付を受けた際に窓口で確認してください。
- 自動車税については、申請者に納税義務のある全ての自動車（軽自動車を除く。）について証明されているものがが必要です。（法人の場合は法人名義のもののみ）
- 消費税及び地方消費税、自動車税及び固定資産税が非課税の場合、証明書は「課税無し」として発行されますので、必ずそれを提出してください。

○ 納税証明書の内容について、発行した機関に確認することがありますので御了承ください。

2 大臣許可業者・・・提出書類D

徳島県及び県内市町村への入札参加を希望する場合は、四国地方整備局に経審の書類を提出するとともに、徳島県に提出書類Dを提出してください。

②～⑩を番号順に並べ、用紙の左2か所に穴を開けてヒモで綴じてください。

⑭～⑯は該当する場合のみ提出してください。⑯は別綴にしてください。

提出書類D

チェック欄

- ① 封筒（角2サイズ）
- ② 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書
- ③ 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高
- ④ 工事経歴書
- ⑤ その他の審査項目（社会性等）
- ⑥ 技術職員名簿
- ⑦ 格付けに係る技術者数及び職員数
- ⑧ 直前期の総合評定値通知書の写し
- ⑨ 登記事項証明書〔法人〕又は身分証明書〔個人〕（原本）
- ⑩ 職員雇用状況調（労働条件を明記すること。）
- ⑪ 労働条件一覧〔職員雇用状況調の別紙〕
- ⑫ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
（最新のもので雇用期間6か月を超える職員全員分（資格取得届を含む。）、75歳以上の方については、後期高齢者被保険者証の写しを提出すること。また、健康保険の被保険者等記号・番号等が見えないようにして提出すること。）
- ⑬ 納税証明書（いずれも原本で、審査対象決算期に係る納付すべき額と納付済額が証明されているものを提出すること。）
 - ア 法人税〔個人の場合は申告所得税〕（その1）
 - イ 消費税及び地方消費税（その1）
 - ウ 法人県民税、法人事業税〔個人の場合は個人事業税〕、特別法人事業税
 - エ 自動車税
 - オ 法人市町村民税〔個人の場合は市町村民税〕
 - カ 固定資産税※ ア・イは税務署で、ウ・エは東部県税局又は各総合県民局で、オ・カは市町村で交付を受けてください。
- ⑭ 経営革新実施状況申告書、新分野進出状況申告書及び確認資料等 ※該当の場合のみ
- ⑮ 格付けに係るCPD取り組み状況調べ及び学習履歴証明書（写し）
※格付けに係るCPD取り組み状況調べは土木一式を受審する場合のみ
該当のない場合も「格付けに係るCPD取り組み状況調べ」は提出すること。
※学習履歴証明書は、審査基準日から遡って5年間の取得単位が対象です。
例：決算日がR5.10.31の場合 対象期間は、H30.11.1～R5.10.31
証明日は審査基準日

- ⑯ 建設業労働災害防止協会加入証明書の写し（令和7年度分）※該当の場合のみ
- ⑰ 格付けに係る完成工事高（税込）
- ⑱ 税務申告書の写し及び決算書の写し（税務署に提出した書類一式（消費税の申告書を含む。）の写しで、税務署の受付印のあるもの。電子申告した場合は受信通知を添付してください。）

注 意 事 項

- 各証明書類は、経審を受ける日を起算日として、前3か月以内に発行されたものに限り。
- 納税証明書は、審査対象決算期に対応したものを提出し、前年度提出したものと重複しないように注意してください。
- 市町村によっては、年度単位での発行になる場合もあるため、審査対象決算期の証明で間違いないか交付を受けた際に窓口で確認してください。
- 自動車税については、申請者に納税義務のある全ての自動車（軽自動車を除く。）について証明されているものが必要です。（法人の場合は法人名義のもののみ）
- 消費税及び地方消費税、自動車税及び固定資産税が非課税の場合、証明書は「課税無し」として発行されますので、必ずそれを提出してください。
- 納税証明書の内容について、発行した機関に確認することがありますので御了承ください。

第6 申請書類の作成

1 書類作成上の一般的注意

- (1) 申請書類はパソコンで作成又は黒ボールペンで記入してください。誤って記入した場合は修正液や砂消しゴムで訂正してください。
- (2) 申請書類には申請する日（審査当日）を記入してください。
- (3) 経営規模等評価申請書の申請者欄には、主たる営業所の商号及び代表者名（個人の場合は個人の氏名）を記入します（押印不要）。
行政書士による代理申請の場合は、申請者と申請代理人とを連記します。この場合、申請者の押印は不要ですが、申請代理人の職印は必要です。
- (4) 各申請書の□□□□で表示された枠（カラム）に数字を記入する場合は右詰め、文字を記入する場合は左詰めで記入してください。
- (5) 書類の記入漏れ、不足書類等が多々見受けられるなど準備が不十分な場合は、後日改めて審査を受け直していただくことがあります。

審査対象建設業の略号一覧

土 木 工 事 業 (土)	ガ ラ ス 工 事 業 (ガ)
建 築 工 事 業 (建)	塗 装 工 事 業 (塗)
大 工 工 事 業 (大)	防 水 工 事 業 (防)
左 官 工 事 業 (左)	内 装 仕 上 工 事 業 (内)
と び ・ 土 工 工 事 業 (と)	機 械 器 具 設 置 工 事 業 (機)
石 工 事 業 (石)	熱 絶 縁 工 事 業 (絶)
屋 根 工 事 業 (屋)	電 気 通 信 工 事 業 (通)
電 気 工 事 業 (電)	造 園 工 事 業 (園)
管 工 事 業 (管)	さ く 井 工 事 業 (井)
タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	建 具 工 事 業 (具)
鋼 構 造 物 工 事 業 (鋼)	水 道 施 設 工 事 業 (水)
鉄 筋 工 事 業 (筋)	消 防 施 設 工 事 業 (消)
舗 装 工 事 業 (舗)	清 掃 施 設 工 事 業 (清)
し ゅ ん せ つ 工 事 業 (しゅ)	解 体 工 事 業 (解)
板 金 工 事 業 (板)	

2 【経営規模等評価申請書】の記入要領

(1) 市町村コード表

徳島市	36201	勝浦町	36301	海陽町	36388
鳴門市	36202	上勝町	36302	松茂町	36401
小松島市	36203	佐那河内村	36321	北島町	36402
阿南市	36204	石井町	36341	藍住町	36403
吉野川市	36205	神山町	36342	板野町	36404
阿波市	36206	那賀町	36368	上板町	36405
美馬市	36207	牟岐町	36383	つるぎ町	36468
三好市	36208	美波町	36387	東みよし町	36489

(2) 項番 **1** **7** 「自己資本額」の欄は、経営状況分析結果通知の自己資本の額を記入してください。

(3) 項番 **1** **8** 「利益額（2期平均）」の欄は、2期分の営業利益と減価償却費の合計を2で割った数字を記入してください。（経営状況分析結果通知に参考数値の記載あり。）

3 【工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高】の記入要領

(1) この表は、許可を受けた建設業のうち経審を受けようとする工事の種類ごとに完成工事高及び元請完成工事高を記入します。

経営規模等評価申請においては、経審の申請をする日の属する事業年度の開始の日（以下「当期事業年度開始日」という。）の直前2年又は直前3年のどちらかを選択することができます。

この場合、審査対象とする工事の種類ごと、完成工事高、元請完成工事高でそれぞれ2年平均、3年平均の選択はできず、どちらか一方に統一するようになります。

また、一つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を2以上の種類に分割又は重複計上することはできません。

決算変更届の提出書類「直近三年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）」と数字を照合しておいてください。

(2) この表は審査対象建設業に係る16ページの（表1）の工事の種類4つごとに作成します。
「その他工事」、「合計」は最後の用紙にだけ記入してください。

また、用紙ごとに、契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受ける方式）に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記載してください。

(3) 項番 **3** **2** 「業種コード」の欄は、表1のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入してください。

(表1) コード表 (※のあるコードは波線のコードも併せて記入。)

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
<u>010</u>	<u>土木一式工事※</u>	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
<u>011</u>	<u>プレストレストコンクリート工事</u>	<u>110</u>	<u>鋼構造物工事※</u>	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	<u>111</u>	<u>鋼橋上部工事</u>	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
<u>050</u>	<u>とび・土・コンクリート工事※</u>	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
<u>051</u>	<u>法面処理工事</u>	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

※ 業種コードのうち、「010」「050」「110」のコードを記入した場合には、関連するコードも併せて記入してください。(工事高がゼロの場合でも記入してください。)

(例)

→010 (土木一式工事) の場合は、011 (プレストレストコンクリート構造物工事) も記入。

→050 (とび・土・コンクリート工事) の場合は、051 (法面処理工事) も記入。

→110 (鋼構造物工事) の場合は、111 (鋼橋上部工事) も記入。

- (4) 項番 **3** **3** 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高を記入します。
- (5) 記載すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて記入します。
- (6) 契約後VEに係る工事の完成工事高については、契約後VEによる減額変更前の契約額で評価します。この場合において、申請者は、申請の際に契約後VEによる契約額の減額の金額が証明できる書類を提出してください。
- (7) 審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という。）である場合においては、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。
- (8) 審査対象建設業が一式工事業以外の建設業者である場合においては、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができます。
- (9) 上記のほか、申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま、付表に記載します。

- ア 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設工事に係る建設工事の完成工事高として分割分類し、許可を受けた建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者
- イ 一式工事業以外の建設工事に係る完成工事高についても、アと同様の方法により計算して申し出ようとする者

- (10) 事業年度を変更したため、当期事業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の間に開始する各事業年度に含まれる月数の合計が24か月（又は36か月）に満たない者は、次ページの例を参考に算定した完成工事高を基準として年間平均完成工事高を算定してください

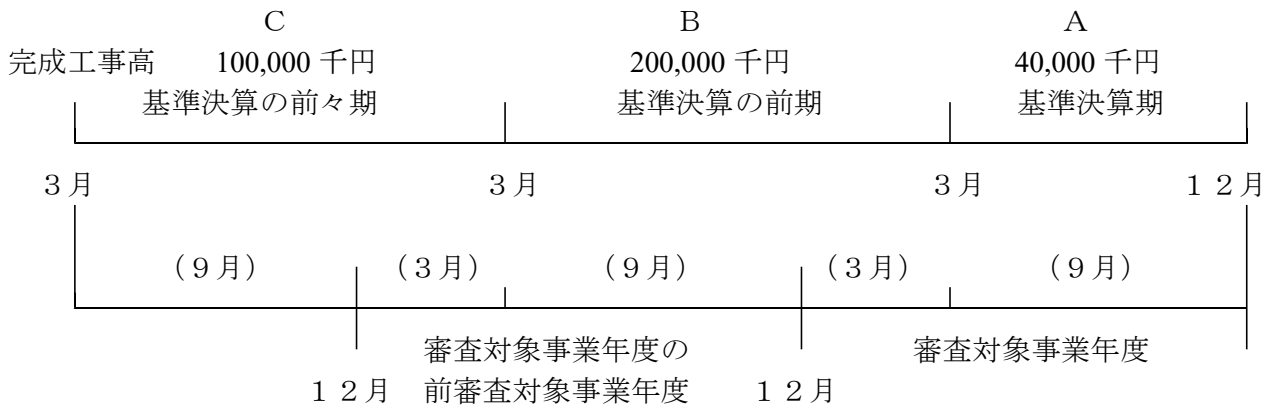
メモ

(10)に掲げる者を除き、当期事業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の間に開始する各事業年度に含まれる月数の合計が24か月（又は36か月）に満たない者は、当該事業年度の審査対象建設業に係る建設工事の完成工事高の額の合計を2（又は3）で除して得た額を年間平均完成工事高とする。

決算変更があった場合

例えば、3月決算から12月決算に繰り上げる形で決算期を変更し、基準決算が12か月に満たなくなる場合は、次のように処理してください。

【2年平均の場合】



ア 審査対象事業年度 自〇〇年1月 至〇〇年12月

審査対象事業年度完成工事高

$$\left[\begin{array}{l} \text{Aの完成工事高} \\ 40,000 \text{ 千円} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{Bの完成工事高 (12月-9月)} \\ 200,000 \text{ 千円} \times \frac{3 \text{ (月)}}{12 \text{ (月)}} \end{array} \right] = 90,000 \text{ 千円}$$

申請書別紙一の右欄 工事種類別完成工事高 90,000千円

イ 審査対象事業年度の
前審査対象事業年度 自△△年1月 至△△年12月

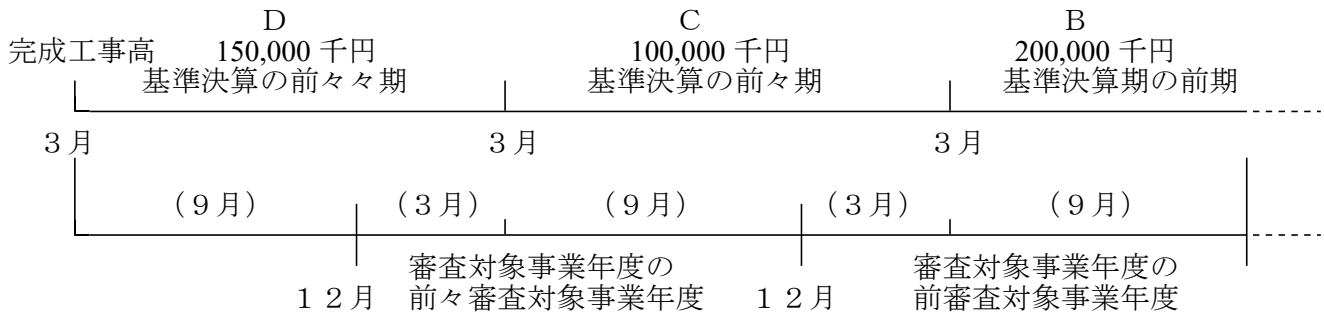
審査対象事業年度の前審査対象事業年度完成工事高

$$\left[\begin{array}{l} \text{Bの完成工事高 (12月-3月)} \\ 200,000 \text{ 千円} \times \frac{9 \text{ (月)}}{12 \text{ (月)}} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{Cの完成工事高 (12月-9月)} \\ 100,000 \text{ 千円} \times \frac{3 \text{ (月)}}{12 \text{ (月)}} \end{array} \right] = 175,000 \text{ 千円}$$

申請書別紙一の左欄 工事種類別完成工事高 175,000千円

【3年平均の場合】

上記のC決算期の前のD決算期まで考える。



ア 審査対象事業年度 自〇〇年1月 至〇〇年12月

審査対象事業年度完成工事高 = 2年平均の場合のアと同様

申請書別紙一の右欄 工事種別完成工事高 90,000千円

イ 審査対象事業年度の
前々審査対象事業年度 自△△年1月 至△△年12月

審査対象事業年度の前々審査対象事業年度完成工事高 = 2年平均の場合のイと同様
 = 175,000千円

ウ 審査対象事業年度の
前々審査対象事業年度 自●●年1月 至●●年12月

審査対象事業年度の前々審査対象事業年度完成工事高

$$\left[\begin{array}{l} \text{Cの完成工事高 (12月-3月)} \\ 100,000 \text{千円} \times \frac{9 \text{ (月)}}{12 \text{ (月)}} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{Dの完成工事高 (12月-9月)} \\ 150,000 \text{千円} \times \frac{3 \text{ (月)}}{12 \text{ (月)}} \end{array} \right] = \underline{112,500 \text{千円}}$$

申請書別紙一の左欄 工事種別完成工事高

$$= \frac{(\text{イ 前々審査対象事業年度}) + (\text{ウ 前々審査対象事業年度})}{2}$$

$$= (175,000 + 112,500) \div 2 = 143,750$$

申請書別紙一の左欄 工事種別完成工事高 143,750千円

(11) 地位の承継について

建設業法改正により地位の承継について認可を受けた場合、経審結果が承継可能となりました。詳しくは建設管理課審査担当にお問い合わせください。

4 【工事経歴書】の記入要領

- (1) 直前1年間の完成工事について、元請工事の請負代金の額が大きい順に記載し、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載してください。それに続けて、残りの元請工事及び下請工事を請負代金の額が大きい順に記載し、全体の完成工事高の7割を超えるところまで記載してください。いずれかの時点で500万円（建築1，500万円）未満の工事が10件に達したら、続けて直前1年間に着手した未成工事について請負代金の大きい順に記載します。（記入例参照）
- (2) 請負金額は、消費税課税業者は税抜きで、免税業者は税込みで記入してください。

注意事項

次のような場合、審査対象業種の完成工事高として認められませんので「その他工事」として扱ってください。

- ① 資金の流れを明確に説明できないもの
- ② 税務申告から漏れているもの
- ③ 建設業の許可を受けずに建設業を営むものとの間に締結した500万円（建築一式工事については1，500万円）を超える下請契約（消費税を含む）。無許可業者との契約については、材料支給があった場合は、支給材料の評価額を請負代金に加えたものを契約金額とする。
- ④ 特定建設業許可を受けていない建設業者が元請として工事を請け負い、その工事に関して4，500万円（建築一式工事は7，000万円）（消費税を含む）以上下請契約したもの
- ⑤ 一括下請に該当する工事
- ⑥ 技術者の専任性が必要な工事（元請、下請に関わらず請負金額が4，000万円以上、建築一式においては8，000万円以上のもの（消費税を含む）
 - ア その技術者が他の工事を兼務している場合は重複している期間に対応する工事高
ただし、監理技術者補佐を置く場合は、2現場まで兼任を認める。また、監理技術者補佐は工事現場ごとに専任で配置することとする。
 - イ その技術者が建設業許可上の営業所の専任技術者である場合は当該工事高
- ⑦ 徳島県発注の土木一式工事又はほ装工事を元請で受注し、主任技術者又は監理技術者が次の要件を満たさない工事
 - ア 請負金額が9，000万円以上（消費税を含む）の場合で次のa、b、cに掲げる者
 - a 建設業法による技術検定のうち検定種目を一級土木施工管理又は一級建設機械施工管理に合格した者
 - b 技術士法による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木又は農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に関するもの、「農業土木又は農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）に合格した者。ただし、ほ装工事については、技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に関するものに限る。）とするものに合格した者のみとする。
 - c 指定建設業監理技術者証の交付を受けている者（土木一式工事については土木工事業、ほ装工事についてはほ装工事業に関するものに限る。）
 - イ 請負金額が4，500万円以上9，000万円未満（消費税を含む）の場合で次のa、b、cに掲げる者
 - a 建設業法による技術検定のうち検定種目を一級若しくは二級建設機械施工管理又は

<p>一級若しくは二級土木施工管理に合格した者</p> <p>b 上記アのbに掲げる者</p> <p>c 上記アのcに掲げる者</p> <p>⑧ 工事進行基準を適用する工事で、次の3点が確認できない工事</p> <p>ア 工事収益総額</p> <p>イ 工事原価総額</p> <p>ウ 決算日における工事進捗度</p> <p>⑨ 保守点検、除雪、草刈り、栈敷の組立て等の業務委託、剪定、崩土取除等請負契約に基づく工事でないもの</p> <p>⑩ 共同企業体により施工した工事で、協定書に定める出資比率を超える工事</p> <p>⑪ 請負契約の完成物が不明瞭な工事</p> <p>⑫ 各種法令に違反する工事</p> <p>⑬ 個人の事業主又は会社の代表者が発注した工事（自己契約）</p>

5 【その他の審査項目（社会性等）】の記入要領

次の説明に沿って記入してください。

項番	項目	該当条件
4 1	雇用保険加入の有無	法人等の役員、事業主及び同居親族以外が全て加入しているときのみ認められます。従業員が全くいない場合や、役員等のみの場合は適用除外です。
4 2 4 3	健康保険加入の有無 厚生年金保険加入の有無	法人の場合：健康保険及び厚生年金とも加入義務があります。 個人事業の場合：事業主を含め従業員5人以上の場合には厚生年金にも加入しなければなりません。 ※建設国保等に参加している場合は、法人・個人事業を問わず「健康保険加入の有無」は適用除外の「3」を記入してください。
4 4	建設業退職金共済制度加入の有無 (審査基準日までに加入していること。)	加入はしているものの、正当な理由なく共済証紙の購入実績がない等契約の履行状況が劣っている場合は加入履行が認められません。 ※証明書の発行について、令和2年度から建設業退職金共済組合徳島県支部でのみ行われています。 詳しくは、徳島県建設業協会ホームページの関連団体（勤労者退職金共済機構・徳島県建設支部）を御確認ください。 建設業退職金共済組合徳島県支部（徳島県建設センター2階） TEL 088-622-3113
4 5	退職一時金制度若しくは企業年金制度の加入の有無 (審査基準日までに加入	次のいずれかで認められます。 ①就業規則（労働基準局の審査基準日までの届出印のあるもの）がある。 ②中小企業退職金共済事業団に参加している。

4 5	していること。) (退職一時金制度のつづき)	<p>③特定退職金共済に加入している。 ただし、加入しなければならない人全員の加入が必要です。</p> <p>④厚生年金基金に加入している。</p> <p>⑤法人税法に規定する適格退職年金契約を民間の保険会社等と締結している。</p> <p>⑥確定拠出年金のうち企業型に加入している。</p> <p>⑦確定給付企業年金のうち基本型又は規約型に加入している。</p>
4 6	法定外労働災害補償制度加入の有無	<p>次のいずれかの加入で認められます。</p> <p>① (公財) 建設業福祉共済団</p> <p>② (一社) 全国建設業労災互助会</p> <p>③ (一社) 全国労働保険事務組合連合会</p> <p>④全日本火災共済協同組合連合会</p> <p>⑤民間の損害保険</p> <p>注意</p> <p>民間の損害保険は次の要件を全て満たしていることが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全工事現場が対象 ・全下請業者が対象 ・通勤災害も担保 ・補償範囲が死亡、身体障害等級が1級から7級以上に対応したもの ・準記名式の損害保険の場合、上記4つの要件を満たした上で、政府労災保険に加入し、審査基準日を含む年度の保険料を納付していることが必要です。
4 7	若年技術者の継続的な育成及び確保	<p>「技術職員名簿」に記載された者のうち、審査基準日時点で満35歳未満の者を若年技術者といいます。この若年技術者が、技術職員名簿の合計人数の15%以上の場合、「1」(該当)と記入してください。そうでなければ「2」(非該当)と記入してください。なお、記入すべき割合の小数点第2位以下の端数は切り捨ててください。</p> <p>※満年齢の数え方</p> <p>誕生日の前日に年齢が上がるように数えてください。すなわち、審査基準日が令和5年3月31日の場合、昭和63年4月1日生まれの者は令和5年3月31日に満35歳となるため非該当です。</p>
4 8	新規若年技術職員の育成及び確保	<p>審査基準日時点において満35歳未満の者で、かつ審査基準日から遡って1年の間に新たに技術職員名簿に掲載された者を新規若年技術職員といいます。この新規若年技術職員の数が技術職員名簿の合計数の1%以上を占めれば、「1」(該当)となります。そうでない場合は「2」(非該当)となります。</p> <p>なお、記入すべき割合の小数点第2位以下の端数は切り捨ててください。</p>

4 9	C P D単位取得数 技術者数	<p>○「C P D単位取得数」は「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したC P D単位数の合計を記載します。</p> <p>○「技術者数」は監理技術者になる資格保有者、主任技術者になる資格保有者、1級技士補及び2級技士補が対象です。</p>
5 0	技能レベル向上者数 技能者数 控除対象者数	<p>○「技能レベル向上者数」は認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者の数を記載します。</p> <p>○「技能者数」は、審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者（監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者）は除く。）の数を記載します。</p> <p>○「控除対象者数」は、審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者の数を記載します。</p>
5 1 5 2 5 3	女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律 に基づく認定の状況 次世代育成支援対策推進 法に基づく認定の状況 青少年の雇用の促進等 に関する法律に基づく認定 の状況	<p>○審査基準日において、該当するものを選択してください。</p> <p>○認定を受けている場合は、それを証明する書面の写し（直近の「基準適合一般事業主認定通知書」など）の提出が必要です。</p> <p>※前回の経審で評価を受けており、今回の審査基準日まで認定の取消又は辞退が行われていない場合は省略可。</p>
5 4	建設工事に従事する者の 就業履歴を蓄積するた めに必要な措置の実 施状況	<p>審査基準日以前1年のうちに、発注者から直接請け負った審査対象工事において、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施しており、様式第6号に掲げる誓約書を提出している場合に加点されます。</p> <p>審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事当該措置を実施した場合は「1」を、審査対象工事のうち、全ての公共工事当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入してください。</p> <p>※建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは、C C U Sにおける現場契約情報の作成及び登録を実施しており、かつ、建設工事に従事する者がC C U Sへの直接入力によらない方法でC C U S上に就業履歴を蓄積できる体制を整備することをいう。</p> <p>※審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には「3」になります。</p>
5 5	営業年数	<p>建設業の許可を受けてから審査基準日までの年数を記入してください。1年未満の端数は切り捨てます。</p>

		なお、休業期間がある場合はその期間を除きます。
5 6	民事再生又は会社更生法の適用の有無	平成23年4月1日以降に民事再生法又は会社更生法の適用を申し立てた場合であって、手続開始決定から手続終結決定までの間は「1」を記入してください。それ以外の場合は「2」を記入してください。
5 7	防災協定の締結の有無	審査基準日において、国、地方公共団体、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）との間で、災害時の建設業者の防災活動に関する協定を締結していることが必要です。 確認書類 （写し提出、原本提示） ①地方公共団体等と直接、防災協定を締結している場合は、防災協定書の写し ②所属している団体が地方公共団体等と防災協定を締結している場合は、所属している団体の代表者が発行している証明書 ※所属している団体と地方公共団体等の間で締結している防災協定書の写しは、審査基準日において申請者が団体に加入していることが確認できないため認められません。
5 8 5 9	法令遵守の状況	審査基準日直前1年間に営業停止処分、指示処分について該当があれば「1」を記入してください。それ以外の場合は「2」を記入してください。
6 0	監査の受審状況	次のいずれかに該当する場合は加点されます。 ①会計監査人設置会社で、会計監査人が無限適正意見又は限定付適正意見を表明している場合 ②会計参与設置会社で会計参与が会計参与報告書を作成している場合 ③ 申請者の常勤の職員 であって、【項番61】に記入した者のいずれかが、「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自ら署名したもの（原本）を提出した場合
6 1	公認会計士等の数	次の者が対象となります。 ①公認会計士であって、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者（公認会計士として登録されていることが前提） ②税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者（税理士として登録されていることが前提） ③1級の登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者又は1級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者
6 2	二級登録経理試験合格者の数	2級の登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者又は2級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年を経過していない者

6 3	研究開発費	会計監査人設置会社で研究開発費を計上し、様式第17号の2の注記表でその旨が確認できる場合に、研究開発費の額（2期平均）を記入してください。
6 4	建設機械の保有状況	「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する法令で定められた一定の建設機械の台数の合計を記入してください。
6 5 6 6 6 7	国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合又は国際標準化機構第9001号、第14001号の規格により登録されている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入してください。 ※認証・登録範囲に建設業が含まれていない場合や一部の支店等に限られている場合は、評価対象とはなりません。

6 【CPD単位を取得した技術者名簿】の記入要領

注意事項

この名簿に記載できる技術職員とは、審査基準日から遡って6か月を超える（6か月を1日でも超える。）恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者をいいます。

(1) この名簿には、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、1級技士補及び2級技士補であって、技術職員名簿に記載のない者を記入します。

(例) ・許可を有しているが経審を受けない業種で、技術職員名簿に記載のない技術職員

許可業種 土木一式、建築一式

経審受審 土木一式のみ

技術者A 1級建築士の資格のみを有し、CPD単位を取得している

この場合、技術者Aは技術職員名簿に記載ができないが、CPD単位を取得した技術者名簿には記載ができます。

・主任技術者となる資格を有しない技士補

(2) CPD単位は、審査基準日から1年以内に取得したCPDの単位数を27ページの(表2)の右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載してください(1人当たり30単位が上限)。

◆各技術者のCPD単位数の計算方法(小数点以下切り捨て)

$$\left[\begin{array}{l} \text{審査対象年にCPD認定団体によって} \\ \text{取得を認定された単位数} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{(表2)の左欄に掲げるCPD認定団体ごと} \\ \text{に(表2)右欄に掲げる数値} \end{array} \right] \times 30$$

※ 1人の技術者が複数のCPD認定団体から単位の認定を受けている場合、合算は認められず1団体のCPDのみ算入します。

(例1) 技術者：海亀みなみ

CPD単位取得数(換算前)：32単位

CPD認定団体：(一社)全国土木施工管理技士会連合会

換算 $32 \text{ 単位} \div 20 \times 30 = 48 \text{ 単位}$

(一社)全国土木施工管理技士会連合会の右欄の数値

1人当たり30単位が上限のため、30単位を記載する。

(例2) 技術者：徳島すだち

CPD単位取得数(換算前)：6単位

CPD認定団体：(公社)日本建築士会連合会

換算 $6 \text{ 単位} \div 12 \times 30 = 15 \text{ 単位}$ を記載する。

(公社)日本建築士会連合会の右欄の数値

(表2) CPD認定団体

(公社) 空気調和・衛生工学会	50
(一財) 建設業振興基金	12
(一社) 建設コンサルタンツ協会	50
(一社) 交通工学研究会	50
(公社) 地盤工学会	50
(公社) 森林・自然環境技術教育研究センター	20
(公社) 全国上下水道コンサルタント協会	50
(一社) 全国測量設計業協会連合会	20
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20
(一社) 全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
(公社) 土木学会	50
(一社) 日本環境アセスメント協会	50
(公社) 日本技術士会	50
(公社) 日本建築士会連合会	12
(公社) 日本造園学会	50
(公社) 日本都市計画学会	50
(公社) 農業農村工学会	50
(一社) 日本建築士事務所協会連合会	12
(公社) 日本建築家協会	12
(一社) 日本建設業連合会	12
(一社) 日本建築学会	12
(一社) 建築設備技術者協会	12
(一社) 電気設備学会	12
(一社) 日本設備設計事務所協会連合会	12
(公財) 建築技術教育普及センター	12
(一社) 日本建築構造技術者協会	12

7 【技能者名簿】の記入要領

注意事項

この名簿に記載できる技能者とは、審査基準日から遡って6か月を超える（6か月を1日でも超える。）恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者をいいます。

- (1) この名簿には、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者を記載します。
ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者（監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者）は除きます。
- (2) レベル向上の確認は「能力評価（レベル判定）結果通知書」で行います。
- (3) 技能者の確認は、工事経歴書に記載した工事のうち、業種ごとに元請・下請工事を問わず完成工事高の大きいものから上位3件分の工事に係る作業員名簿で行います。施工体制台帳の作成義務の無い工事に従事している場合は、職員雇用状況調で確認します。

8 【技術職員名簿】の記入要領

建設業法改正に伴い、令和3年4月1日から、元請の監理技術者を補佐する制度が創設されました。これにより、監理技術者補佐が技術者として評価されます。

(技術職員資格区分コード：005)

監理技術者補佐の評価対象

建設業法施行令第28条第1号又は第2号に掲げる者であって1級技術者以外の者

- ・主任技術者となる資格を有し、1級技士補である者（(監理技術者補佐に係る) 必要な知識及び能力を有すると認められる者に限る）
- ・監理技術者資格者証保有者
- ・実務経験者（指定建設業を除く）
- ・国土交通大臣特別認定者

※1級技士補であっても、主任技術者となる資格を有しない者は評価対象外となります。

※評価を受ける場合は、要件を満たすことを証する書類を提出してください。

令和2年4月1日以降申請の経審においては、審査基準日時点で、国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準により、レベル3技能者（建設キャリアアップシステム シルバーカード）及びレベル4技能者（建設キャリアアップシステム ゴールドカード）と判定された技能者については、技術職員として評価されます。

これらの技能者を技術職員名簿に記入する場合、能力評価実施機関が発行する「能力評価（レベル判定）結果通知書」の写しを提出してください。

注意事項

この名簿に記載できる技術職員とは、審査基準日から遡って6か月を超える（6か月を1日でも超える。）恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者をいいます。

(1) 項番 **8** **1** は、技術職員名簿が数ページに渡る場合に1枚目に「1」、2枚目に「2」と記入します。

(2) 項番 **8** **2** 「有資格区分コード」の欄は、別紙「業種別技術職員コード表」のコードを左詰めで記入してください。「業種コード」の欄は29ページの（表4）業種コードを参考に記入してください。

なお、技術職員1人につき申請できる業種は2業種までです。

ア 生年月日が審査基準日に近い順(審査基準日時点で年齢の若い順)に記載して下さい。

イ 新規掲載者とは、審査基準日から遡って1年の間に新たに技術職員名簿に掲載された者のことです。該当する者について「○」を記入してください。

ウ 「審査基準日現在の満年齢」における満年齢の数え方については、22ページの項番47を参照してください。

エ 一級技術者の場合、同じ資格の二級、登録基幹技能者等は記入不要です。

オ 実務経験者は、実務経験有資格コードを参考に記入してください。建設業法施行規則第7条の3第2号による実務経験要件緩和対象者に該当する場合は、「099」と記載してください（実務経験要件の緩和については、「建設業許可申請の手引」を参照してください。）。

カ 「講習受講」の欄は一級技術者国家資格者で、監理技術者資格者証を持っており、かつ監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年から5年以内に審査基準日が含まれている監理技術者講習修了証を持っている場合に「1」と記載してください。それ以外の場合は「2」を記入してください。

キ 「監理技術者資格者証交付番号」欄は監理技術者資格者証の交付を受けている場合について、その交付番号を記載してください。

ク 「CPD単位取得数」の欄は26ページのCPD単位数の計算方法を参照してください。

(3) 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者は、雇用期間が限定されていても評価の対象になります。対象者は、【継続雇用の適用を受けている技術職員名簿】様式第3号の提出が必要です。この場合において、常時10名以上の労働者を使用する企業の場合は、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則の原本の提示と写しの提出が必要です。

(4) 解体工事業のみなし技術者について

平成28年6月1日時点に現にとび・土工工事業の資格を有する技術者については、解体工事業の技術者とみなされる経過措置が令和3年6月30日で終了しました。

(表3) 実務経験有資格コード

コード	経験年数	要件等	
001	3年	大卒・高専卒	業種ごとの指定学科を卒業後、当該業種について左記の経験年数をもつ者
	5年	高卒	
002	10年	当該業種について10年の経験年数を持つ者	
003		特定建設業の技術者の資格に関して、国土交通大臣の発行する	
004		特別認定証を持つ者	

(表4) 業種コード

工事種類	コード	工事種類	コード
土木一式工事	01	ガラス工事	16
建築一式工事	02	塗装工事	17
大工工事	03	防水工事	18
左官工事	04	内装工事	19
とび・土工・コンクリート工事	05	機械器具設置工事	20
石工事	06	熱絶縁工事	21
屋根工事	07	電気通信工事	22
電気工事	08	造園工事	23
管工事	09	さく井工事	24
タイル・れんが・ブロック工事	10	建具工事	25
鋼構造物工事	11	水道施設工事	26
鉄筋工事	12	消防施設工事	27
舗装工事	13	清掃施設工事	28
しゅんせつ工事	14	解体工事	29
板金工事	15		

(表5) 建設業の種類別指定学科

建設工事の種類	法第7条第2号イに該当するために必要な所定学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

9 【格付けに係る技術者数及び職員数】の記入要領

- (1) この調書には職員雇用状況調に記載した職員（6か月を超えて継続して勤務している者）について、その職員数と技術者数を記入します。

ただし、技術者数の欄は、測量・建設コンサルタント等に係る実態調査の対象になっている場合のみ記入してください。

令和7年度の格付けから、経営事項審査の審査基準日において「1年以上の継続雇用」としている評価要件が「6か月超の継続雇用」となります。これに伴い、原則、技術職員名簿に記載できる技術者と格付けで評価対象となる技術者が一致するため、「格付けに係る技術者数及び職員数」の技術者数の欄は記入不要とします。ただし、測量・建設コンサルタント等に係る実態調査の対象になっている場合は、評価対象となる技術者が一致しないことがあるので、技術者数の欄も必ず記入してください。なお、職員数の欄については、従来どおり、全ての申請者が記入してください。

- (2) 職員数の欄は、職員雇用状況調に記載した職員数を記入してください。資格を持たない職員（事務職員）も含まれます。

- (3) 「（一級技術者のうち）監理技術者証保有かつ監理技術者講習修了者」「（一級技術者のうち）左以外」「監理技術者補佐」「基幹技能者」「二級技術者」「その他」の欄は経審で申請する工事について記入します。技術職員名簿に記載した業種と同じ業種の欄に記入してください。なお、経審を受審する業種のうち該当者がいない欄には0（ゼロ）を記入してください。

令和2年4月1日以降申請の経審においては、審査基準日時点で、国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル3技能者及びレベル4技能者と判定された技能者について、技術職員として評価されます。レベル3技能者は「2級技術職員数」、レベル4技能者は「基幹技能者」欄に記入してください。

10 【職員雇用状況調】の記入要領

- (1) 職員雇用状況調（6か月を超えて継続して勤務している者）には、審査基準日に在籍し、審査基準日時点において、6か月を超えて継続雇用している職員（傷病等合理的な理由の途中休職者を含む。）について記入してください。

（例）審査基準日が令和5年12月31日の場合

→令和5年7月1日採用の場合は、雇用期間が6か月ちょうどであるため不可

→令和5年6月30日採用の場合は、雇用期間が6か月を1日超えるので記入可

- (2) 労働条件の欄は、別紙で作成した労働条件一覧表の（その1）（その2）等を記入してください。
- (3) 建設業許可に係る経營業務の管理責任者及び専任技術者（1名に限る。）については、審査基準日に雇用されていれば、継続して雇用された期間が6か月を超えていない場合でも職員雇用状況調に記載してください。ただし、この場合にはその旨が分かるようにしておいてください。（余白等を利用して可。）

注 意 事 項

- 職員の認定基準については次のとおりです。
 - ① 常勤の役員（非常勤、監査役は除く。）、事業主
 - ② 審査基準日に6か月を超えて在籍し、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者、高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者
 - ※ 期間の定めのある研修生、実習生等は含まれません。
 - ※ 繁忙期のみ勤務する者、季節労働者、雇用して間もなく離職した者等、勤務日数の極端に少ない職員については常時雇用とは認められませんので注意してください。
 - ※ 徳島県最低賃金を下回る条件で雇用されている場合も認定できません。

- 次のような場合は、職員の認定ができません。
 - ① 常勤性が認めがたい勤務日数の者（最低200日／年）
 - ② 審査基準日に社会保険、雇用保険に加入していても、適正な給与が支払われていない場合や、源泉徴収等ができていない者
 - ③ 徳島県最低賃金を下回る者

メ モ

- 本県では職員の常勤性を、健康保険及び厚生年金、雇用保険の加入状況で判定します。（健康保険・厚生年金保険は75歳以上（後期高齢者）、雇用保険は法人等の役員、事業主及び同居親族を除く。）
 - ① **健康保険・厚生年金保険強制適用事業所**（法人及び常時5人以上の従業員を使用する事業所）
常時雇用していることが、健康保険及び厚生年金保険、雇用保険の全てで確認できること。国民健康保険組合等に加入している場合も、厚生年金に加入していなければなりません。（厚生年金は70歳以上の方を除く。）
役員でない75歳以上の方は、住民税特別徴収税額通知書の写し、出勤簿、賃金台帳、源泉徴収簿、源泉徴収票で常勤性を確認します。

 - ② **健康保険・厚生年金保険任意適用事業所**（従業員が5人未満の個人事業所）
同居の親族を計上するときは健康保険のみ、同居親族以外を使用しているときは、健康保険と雇用保険に加入していること。
75歳以上の方については強制適用事業所と同様、出勤簿等を確認します。

- 技術職員は、これまで説明した**職員認定に必要な要件を満たしている者**で、技術者としての資格を有している者が該当します。資格を保有していても、合格証明書がない場合は認められません。

1.1 【建設機械様式1・2】の記入要領

(1) 建設機械様式1について

評価対象となる建設機械を最大15台まで記載できます。範囲は特定自主検査や車検証、パンフレット等で確認してください。また、所有する建設機械の型式の仕様がどの建設機械区分にあたるかは、市販されている日本建設機械要覧を参照するか、各メーカーにお問合せをお願いします。

★評価対象となる建設機械

名 称	範 囲	添 付 書 類 (写しの添付と原本の提示)
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの	○売買契約書、販売証明書等 (前回経審で確認済みのものは省略可) ○リース契約書 (前回経審で確認しておりリース契約期間に経審の有効期間が含まれている場合は省略可) ○特定自主検査記録表 (写しの提出と原本の提示が必要)
ブルドーザー	自重が3トン以上のもの	
トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの	
モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの	
締固め用機械	ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー	
解体用機械	ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機	
高所作業車	作業床の高さが2メートル以上のもの	
ダンプ車	土砂等を運搬する貨物自動車で、自動車検査証の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの	○自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項も併せて添付。写しの提出のみ。原本は不要。) ○リース契約書 (前回経審で確認しておりリース契約期間に経審の有効期間が含まれている場合は省略可)
移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上のもの	○売買契約書、販売証明書又はリース契約書についてはショベル系掘削機と同様。 ○移動式クレーン検査証 (写しの提出のみ。原本は不要。)

※ベースマシンに解体用アタッチメントを装着し解体用機械として使用するなど、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合は重複して加点しません。

(2) 建設機械様式2について

様式に貼付された写真により機械の確認を行いますので、鮮明に撮影してください。

①全景	機械全景が写った写真 ※ショベル系掘削機であれば、 <u>バケットを装着した状態でバケット全体が写った写真を貼付してください。</u>
②製造番号・車両番号	当該機械のシリアルナンバー（製造番号）のプレートや刻印等のアップ写真、車検を受けている機械の場合はナンバープレートのアップ写真
③特定自主検査標章、製造番号の刻印若しくは表示番号	○特定自主検査を受けている場合 当該機械に貼付されている三角形または四角形の標章（ステッカー） ○移動式クレーン 製造検査等の刻印番号（検査証に記載の刻印番号と同じ番号） ※審査において、特定自主検査記録表等と写真の標章ナンバー等を突合しますので、 <u>番号が確認できるようにアップで写真を撮ってください。</u>

注 意 事 項

- 売買契約書及び販売証明書は、販売日、メーカー式、型式、製造番号又は車体番号の記載があるもの。
- 特定自主検査記録表は、労働安全衛生法に基づき審査対象事業年度内（審査基準日以前1年間）に実施されたものに限り。
- 建設機械様式2に貼付した特定自主検査標章の写真が、審査基準日の翌日以降の場合には、その写真の特定自主検査記録表も併せて原本提示してください。
- 審査基準日から1年以内に機械を購入等したため、購入等の日から審査基準日までの間に特定自主検査の実施を要しない場合は、特定自主検査実施時期証明書等による次回特定自主検査を実施すべき期間が確認できる書類を添付してください。また、「建設機械様式2」の③には出荷標章の写真を貼付してください。
- 自動車検査証は、有効期間が審査基準日を含むもの。審査基準日以降に車検証の更新があった場合は、最新の車検証も併せて提出してください。
- 移動式クレーン検査証の有効期間が審査基準日を含むもので、つり上げ荷重3トン以上であることがわかるもの。
- 建設機械について、共有名義のものは認められません。

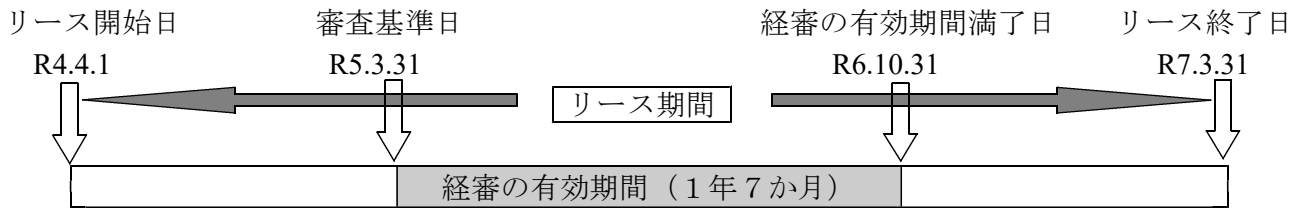
(3) リースの建設機械について

リースの建設機械は、原則としてリース契約期間に経審の有効期間の全てが含まれている場合に評価の対象となります。ただし、自動更新条項等により審査基準日から1年7か月以上継続して使用する予定の建設機械については、誓約書の提出（建設機械様式1の誓約欄への記入）により認定を行うことができます。

評価の対象となるリース契約の例

(審査基準日が令和5年3月31日の場合)

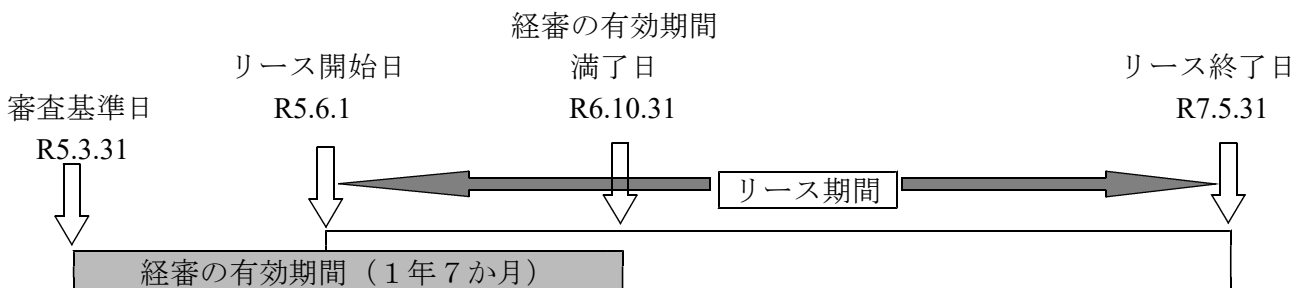
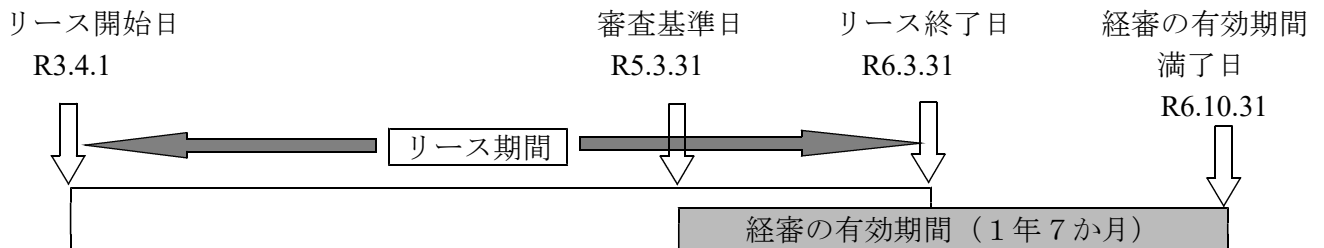
リース契約期間に、経審の有効期間が含まれているため、評価の対象となります。



評価の対象とならないリース契約の例

(審査基準日が令和5年3月31日の場合)

リース契約期間に、経審の有効期間の全てが含まれていないため、評価の対象とはなりません。



注意事項

- リース契約は、リース会社を相手方としたものに限られます。他の建設会社やグループ会社を相手方としたものは認められません。また、兼業としてリース会社を営む場合には、賃貸目的で所有している建設機械は認められません。

12 【建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書】の記入要領

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請が対象です。

上記以外の場合、項番54は「3 (非該当)」を記入してください。

1 審査対象工事

告示に掲げる軽微な工事等を除く日本国内における建設工事であって、審査基準日以前1年以内に発注者と契約変更を除く請負契約を直接締結した建設工事
(施工期間等に制限はありません。)

2 審査対象とならない工事

建設業許可を要しない軽微な工事

災害協定に基づき行う災害応急対策及び既契約において発注者の指示により行う災害応急対策工事

注意事項

○ 審査対象となる全ての工事で措置を実施していない場合や、審査対象工事が1件もない場合については、加点対象とはなりません。

1.3 【経営革新実施状況申告書・新分野進出状況申告書】の記入要領

審査基準日において、次の1から5の要件に該当する場合は、「経営革新実施状況申告書」又は「新分野進出状況申告書」を作成し、併せて確認資料を提出してください。

- 1 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく経営革新計画について知事の承認を受けており、審査基準日においてその計画期間中である。
(a 建設業に係るもの と b それ以外の新分野に係るもの)
- 2 建設業者の新分野進出と認められる公的な助成を受けて、該当事業を実施中である。
- 3 法的手続きを経て正式に農林業に参入していると認められる。
例：i 登録（あるいは認定）林業経営体の資格を取得している。
ii 農業生産法人の資格を取得し、農地を取得して耕作している。
iii 農業委員会の承認を得て他人の農地に利用権を設定し、農地を耕作している。
iv 農業改善計画を策定して認定農業者の資格を取得し、その計画期間中である。
- 4 公共施設の指定管理者になっている。
- 5 1、2あるいは3－ivの計画（助成）期間は終了したが、該当事業を現在も実施中である。

※いずれの場合も建設業に係る売上高が、売上高全体の過半を占める業者に限る。

※建設業者側の出資が過半を占める別会社の取組についても、当該建設業者を評価する。

○評価を受ける場合は、次の書類及び資料が必要になります。

提出書類

- 1－aの場合 → 経営革新実施状況申告書
1－bと2から5の場合 → 新分野進出状況申告書

確認資料

- 1の場合 → 経営革新計画承認通知書の写し
2の場合 → 補助金交付決定通知書、公的融資決定通知書等の写し
3の場合 → 登録（あるいは認定）林業経営体の資格を有することを証する書類の写し
農業生産法人の資格を有することを証する書類の写し
農地に利用権を設定していることを証する書類の写し
認定農業者の資格を取得していることを証する書類の写し等
4の場合 → 指定管理者であることを証する書類の写し
5の場合 → 上記1から3の場合に必要な書類のいずれか

共通に必要な資料

- ・登記事項証明書の写し
- ・事業に係る案内パンフレット（作成している場合）、写真等
- ・別会社で実施している場合は、別会社の登記事項証明書及び別会社の資本金の過半を自社が出資していることが確認できる資料

1.4 【CPD取り組み状況調】の記入要領

1 評価対象者は、格付けで土木一式の技術者として評価できる者です。なお、実績がない場合でも、土木一式を受審する場合は必ず提出してください。

対象学習は審査基準日以前5年間（例：審査基準日がR6.3.31の場合H31.4.1～R6.3.31）に受講した学習です。（土木施工管理技士の資格を持っているが、格付けの際に土木一式にカウントされない技術者の受講した学習は算定しません。）

※対象とならない学習履歴

- ・社内研修や自己研修に係るもの
- ・証明書が発行できない団体、あるいは活動実績が不明な団体が実施したもの

2 評価対象となるのは、建設系CPD協議会が実施したプログラムです。

3 格付けに際しては、合計取得ユニット数に応じて加点します。

※1人の技術者が複数の団体から単位の認定を受けている場合、合算が認められます。

※学習履歴証明書の単位数をそのまま記載します（換算不要）。

4 学習履歴証明書の証明日は審査基準日にしてください。

5 ユニット数の確認のため、学習履歴証明書（写し）を添付してください。

○建設系CPD協議会

(公社) 空気調和・衛生工学会	(一財) 建設業振興基金
(一社) 交通工学研究会	(公社) 地盤工学会
(公社) 全国上下水道コンサルタント協会	(一社) 全国測量設計業協会連合会
(一社) 全日本建設技術協会	(一社) 日本環境アセスメント協会
(公社) 日本技術士会	(公社) 日本コンクリート工学会
(公社) 日本造園学会	(公社) 農業農村工学会
(一社) 建設コンサルタンツ協会	(公社) 森林・自然環境技術教育研究センター
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	(公社) 土木学会
(公社) 日本建築士会連合会	(公社) 日本都市計画学会
土質・地質技術者生涯学習協議会事務局：(一社) 全国地質調査業協会連合会	

第7 提示書類一覧

写し可とあるもの以外、全て原本の提示が必要です。

大臣許可業者は、⑥～⑩及び⑬～⑰の書類については、提示書類として持参する必要はありません。

提示書類	摘 要
① 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	<p><u>健康保険・厚生年金保険強制適用事業所は必要。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人及び常時5人以上の従業員を使用する事業所で、健康保険につき適用除外申請し、国民健康保険組合等に参加している場合を含みます。 ・令和4年～令和6年度までの3か年分必要です。ただし、令和6年度分は、審査日までに発行されている業者に限り必要です。（毎年8月頃発行） <p>注意</p> <p>※提示していただいた書類で、6か月を超える雇用が確認できない場合（途中での雇用や退職のため）は、その方の個別の資格取得（喪失）通知又は加入通知が必要です。</p> <p>※審査基準日以前に退職等の理由により、技術職員名簿（別紙二）に記載できない職員についても、工事経歴書に技術者として記載している場合は、社会保険等の加入状況を証する書類（退職の場合は資格喪失届）の提示が必要です。</p>
② 健康保険被保険者証（写し可）	<p><u>健康保険・厚生年金保険任意適用事業所は必要。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員が5人未満の個人事業所の場合、全従業員分の健康保険被保険者証を提示してください。 <p><u>適用除外申請し、国民健康保険組合等に参加している事業所も必要。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意適用事業所と同様、全職員分の被保険者証を提示してください。
③ 雇用保険被保険者証及び保険料納入が確認できるもの	<p><u>全職員分の雇用保険被保険者証が必要。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人等の役員、事業主及び同居親族を除きます。 <p><u>労働保険の労働保険概算確定保険料申告書控と領収証書</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>自主申告納付している場合は</u>、当該申告書控と領収証書を提示してください。 ・審査基準日を含む月の加入・支払状況が確認できるものを御準備ください。 <p><u>徳島労働局発行の雇用保険料納入証明書</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>労働保険事務組合等に委託している場合は</u>、納入証明書を提示してください。 <p>注意</p> <p>雇用保険被保険者証は、職員雇用状況調の記載順と同じ順番に並べておくこと。</p>

<p>④ 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書 ㊟領収済通知書</p>	<p>領収済通知書の納期等の区分に審査基準日の属する月が含まれており、領収印があるもの。 例：審査基準日R5. 10. 31</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納期の特例承認を受けている（半年分まとめて納める。）場合 →納期等の区分が自R5. 7至R5. 12の領収済通知書 ・納期の特例承認を受けていない（翌月10日までに納める。）場合 →納期等の区分がR5. 10の領収済通知書 <p>注意 ※納期の特例承認を受けている場合で納付期限が未到来の場合は、受審日直前に納付した領収済通知書が必要です。</p>
<p>⑤ 出勤簿、タイムカード等 源泉徴収簿 源泉徴収票 給与台帳</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収簿・給与台帳は審査基準日直前の月までの各月の職員ごとの支給明細が記載されているものが必要です。 ・75歳以上の方については出勤簿、タイムカード、給与台帳等勤務日数の確認可能なものを用意してください。 <p>注意 ※常勤性が認めがたい出勤日数（200日未満）の者は職員認定することができません。 ※技術職員で極端に給与が低い場合は技術職員として認定することができません。ただし、障害者を雇用する場合は特例措置があります。</p>
<p>⑥ 技術職員の合格証明書等（写し可）</p>	<p>審査基準日までに合格証明書等が発行された者に限り、技術職員と認定します。また、CPD単位を取得した技術者名簿に記載された職員についても合格証明書等を確認します。</p> <p>注意 ※前回の経審で確認済みの資格については提示不要。 ※審査基準日以前に退職等の理由により、技術職員名簿（別紙二）に記載できない職員についても、工事経歴書に技術者として記載している場合は、合格証明書等の提示が必要です。</p>
<p>⑦ 工事請負契約書 工事請負契約証明書 注文書 施工体制台帳 施行体系図 J V協定書等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・印紙税法に適合した印紙を貼付した工事請負契約書又は注文書及び請書 ・契約書等の原本がない場合は、<u>工事請負契約証明書</u>が必要。 ・公共工事の場合は、契約書に換えて工事竣工承認書の提示でも可とします。 <p>注意 ※工事経歴書に記載された工事のうち、業種ごとに元請・下請工事を問わず完成工事高の大きいものから上位3件分の契約書等を確認します。また、入金確認も行います。 ※上位3件のうちにJ V工事が含まれる場合は協定書等を必ず持参してください。 ※契約内容を変更した場合は、変更契約書も併せて提示してください。 ※同一発注者による年間を通しての小さな工事をまとめて1件として計上した等の理由により、契約書等で契約総額を容易に確認できない場合は、工事請負契約証明書の提示を求める場合があります。</p>

(工事請負契約書等のつづき)	<p>工事請負契約証明書</p> <p>※業種を問わず、証明書の裏面に必ず工事施工中、施工後の写真（デジタルカメラで撮影した画像を印刷したものでも可）を貼付してください。 ※証明書は工事1件につき1枚発行することとし、複数の証明はしないでください。</p>
⑧ 工事台帳	<p>工事ごとに材料費、労務費、外注費等について記載したもの</p> <p>注意</p> <p>現場代理人、主任技術者等の氏名を記入しておくこと。</p>
⑨ 作業員名簿	<p>技能者数を確認するため、工事経歴書に記載した工事のうち、業種ごとに完成工事高の大きいものから上位3件分の作業員名簿を提示してください。</p> <p>注意</p> <p>※施工体制台帳の作成義務がない工事については、作業員名簿の提示は不要です。 ※技能者名簿に記載された技能者数が作業員名簿の技能者数以上であることを確認します。</p>
⑩ 総勘定元帳 当座勘定照合表 預金通帳 手形帳等	<p>工事経歴書に記載された工事について、その工事に関する資金の流れを明確に説明できる資料</p> <p>注意</p> <p>※工事代金の支払いが前決算期中である場合や決算後にわたっている場合はその期間の書類も必要なので注意すること。 ※審査を円滑に行うため、工事経歴書に記載した工事の入金箇所には付せんを貼るなどして、速やかに提示できるようにしておいてください。</p>
⑪ 建設業退職金共済加入履行証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・加入かつ履行している場合に必要。 ・正当な理由なく共済証紙の購入実績がないなど契約の履行状況が劣っている場合は認められません。 <p>メモ</p> <p>※証明書の交付申請には当該決算期間中の共済手帳受払簿及び共済証紙受払簿、併せて同期間における完成工事高の分かる書類の添付が必要。 ※元請から証紙を受給した場合は、共済証紙受払簿を作成しておくことにより証明願に金額が記入されます。 ※建設業退職金共済徳島県支部(徳島県建設センター2階)で発行 詳しくは、徳島県建設業協会ホームページの関連団体(勤労者退職金共済機構・徳島県建設支部)を確認してください。 Tel 088-622-3113</p>
⑫ 退職一時金制度 若しくは企業年金制度加入証明書 厚生年金基金加入証明書 適格退職年金契約書	<p>退職一時金制度 (該当のものを提示してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則(審査基準日までに労働基準監督署の印があるもの) ・中小企業退職金共済事業団の加入証明書 ・特定退職金共済制度被共済者証又は退職金共済証 <p>ただし、加入しなければならない人全員の加入が必要です。</p> <p>企業年金制度 (該当のものを提示してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金の発行する厚生年金基金加入証明書

<p>確定拠出年金加入証明書 確定給付企業年金加入証明書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適格退職年金契約書 ・ 確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書 ・ 企業年金基金の発行する加入証明書 ・ 資産管理運用機関の発行する加入証明書
<p>⑬ 法定外労災保険加入証明書</p>	<p><u>次のいずれかに加入している場合は、各機関が発行する加入証明書</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (公財) 建設業福祉共済団 ・ (一社) 全国建設業労災互助会 ・ (一社) 全国労働保険事務組合連合会 ・ 全日本火災共済協同組合連合会 <p>注意 保険期間又は補償期間に審査基準日を含む加入証明書を提示してください。</p> <p><u>民間の損害保険会社との間で契約を締結している場合は、その契約書又は契約証明書(次の4つの要件全てが確認できるものが必要です。)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務災害と通勤災害の両方とも保険給付の対象となること。 ・ 直接の使用関係にある職員及び全下請負人のすべてを対象としていること。 ・ 少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る災害の全てを対象としていること。 ・ 共同企業体による工事及び海外工事を除く全ての工事現場の災害を保険給付の対象としていること。 <p>注意 ※工事現場ごとに加入する制度は4つ目の要件を満たしていないので認められません。 ※準記名式の普通傷害保険に加入している場合は、保険証券等のほかに、政府の労災保険料納付を証明する書類も必要。 ※保険期間又は補償期間に審査基準日を含む加入証明書を提示してください。</p>
<p>⑭ 防災協定書又は証明書</p>	<p>次のいずれかの書類が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地方公共団体等と直接、防災協定を締結している場合は、防災協定書</u> ・ <u>所属している団体が地方公共団体等と防災協定を締結している場合は、所属している団体の代表者が発行している証明書</u> <p>注意 国、地方公共団体、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）との間で、防災活動に関する協定を締結している場合に認められます。</p>
<p>⑮ 有価証券報告書 監査証明書 会計参与報告書</p>	<p>次のいずれかに該当する場合、報告書等の提示が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人設置会社で、会計監査人が無限適正意見又は限定付適正意見を表明している場合 ・ 会計参与設置会社で会計参与が会計参与報告書を作成している場合
<p>⑯ 公認会計士等の合格証明書(写し可)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準日までに合格証明書等が発行された者に限り認定します。合格証明書を紛失した場合や合格証明書がまだ発行されていない場合は認められません。また、公認会計士及び税理士については登録されて

<p>(公認会計士等の合格証明書のつぎ)</p>	<p>いる必要があります。</p> <p>注意</p> <p>※公認会計士については、合格証明書等に加えて、公認会計士法第28条の規定による研修の受講証明が必要です。税理士については、合格証明書等に加えて、所属税理士会が認定する研修の受講証明が必要です(いずれの証明書も審査基準日にかかるものが必要)。</p> <p>※登録1級経理士及び登録2級経理士については、合格した日の属する年度の翌年度の開始日から起算して5年を経過しない者又は登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始日から起算して5年を経過しない者が評価対象となります。</p> <p>※技術職員と同様、審査基準日から遡って6か月を超えて継続して雇用されている職員が対象です。</p>
<p>⑰ 技術者台帳</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・元請、下請及び公共工事、民間工事を問わず、請負代金が200万円以上(税込)の工事を施工した場合に記入します。 ・民間の元請工事については確認印は不要です。 ・台帳は建設業協会で販売しています。 (徳島県建設業協会 TEL 088-622-3113)
<p>⑱ 決算変更届若しくは直前三年の各事業年度における工事施工金額</p>	<p>工事種類別完成工事高、元請完成工事高の確認のため、決算変更届の提出書類のうち直前三年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)と照合します。各総合県民局等に提出した(又は提出予定の)決算変更届若しくは様式第三号を提示してください。</p>
<p>⑲ 高齢者雇用措置における継続雇用制度について定めた就業規則</p>	<p>技術職員に高年齢者雇用安定法の継続雇用制度の対象者がおり、かつ、常時10人以上の労働者を使用する事業者は、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則の原本の提示と写しの提出が必要です。</p>
<p>⑳ 建設機械の売買契約書等又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械様式1に記載した建設機械(最大15台分)の契約書等を提示する必要があります。 ・販売証明書、建設機械抵当法に基づく打刻又は検認証明書でも可とします。また、オンロード車であれば、車検証(所有者、使用者が確認できること)の写しでも可とします。 <p>注意</p> <p>※前回の経審で確認済みの建設機械については提出及び提示不要。 リース契約更新がある場合は、写しの提出及び原本提示が必要。</p> <p>※共有名義のものは認められません。</p> <p>※リース契約は、リース会社を相手方としたものに限りません。他の建設会社やグループ会社を相手方としたものは認められません。また、兼業としてリース会社を営む場合には、賃貸目的で所有している建設機械は認められません。</p>

<p>②1 特定自主検査記録表、自動車検査証又はクレーン検査証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械様式1に記載した建設機械（最大15台分）の検査記録表等をセットにして提出してください。 ・自動車検査証、クレーン検査証は「写し可」です。 ・<u>建設機械様式2に貼付する特定自主検査標章の写真が審査基準日の翌日以降の場合には、その写真の特定自主検査記録表も併せて提示してください。</u> ・検査の結果、極端な不備不良等によって稼働困難と見なされる場合は評価対象となりません。
<p>②2 建設業労働災害防止協会加入証明書</p>	<p>経審で土木一式工事又は建築一式工事を受審し、関連する工事で徳島県への入札参加を希望している場合に必要となります。 (令和7年度分の証明書が必要。)</p>

第8 審査不能により審査を打ち切る場合

- (1) 申請書に事実と相違する内容を記載したとき。
- (2) 申請書の内容に関し、説明資料の提出を求めても提出しないとき。
- (3) 虚偽の証明書を提出したとき。
- (4) 申請書又は添付書類等に不備が多く、審査不能と判断される時。
- (5) 審査当日に正当な理由なく会場に来ないとき。
- (6) 予約なく会場に来たとき。
- (7) その他、審査の進行を妨げた場合又は指示事項を遵守しないとき。

第9 審査結果の通知及び再審査の申立て

(1) 経営規模等評価及び総合評定値の結果

経営規模等評価申請及び総合評定値請求を同時行っている場合は、総合評定値を算定し、その結果を申請者に対して通知します。審査結果は審査終了後、約1か月ほどで通知されますが、それ以上経過しても審査結果が通知されない場合は、建設管理課審査担当まで御連絡ください。

審査結果の通知を受けたら速やかに内容について誤りのないことを確認してください。

また、総合評定値通知書は、公共工事入札参加資格審査申請時に写しの提出を求められますので、大切に保管してください。

(2) 結果通知書を紛失した場合

総合評定値請求の手続きが必要となります。様式第25号の14に必要事項を記入の上、知事許可業者にあつては建設管理課審査担当まで持参してください。

なお、1申請につき400円と1業種当たり200円の手数料が必要です。

※ 申請から送付まで1週間程度必要です。

(3) 再審査の申立て

結果通知書の内容が、申請の内容と異なる場合は、結果通知書を受領してから30日以内であれば、再審査を申し立てることができます。

ただし、**申請者側の理由（申請書記入誤りや記入漏れ又は申請時の確認書類不足による内容認否等）による再審査は認められません。**申請時には記載事項等を十分に確認してから提出してください。

再審査が認められる場合	再審査の方法
行政（審査）庁側の誤り等により、結果通知書の内容に異議がある場合	結果通知書を受領した日から30日以内であれば、再審査の申立てができます。
国土交通大臣が定める経審の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合	当該改正前の基準に基づく結果通知を受けた申請者は、当該改正の日から120日以内であれば再審査の申立てができます。

(4) 審査結果通知後に許可業種を追加した場合

経営事項審査受審後に新たに業種追加した場合、追加業種を含めて同じ審査基準日で改めて受審することが可能です。この場合、次の点に注意してください。

- 追加業種だけでなく、既に受審した全ての業種について再度受審することになります。
このため受審手数料は「受審済みの業種+追加業種」分が必要です。
- 既に受審した内容に関する変更は一切認められません。
- 審査時に、前回の結果通知書（原本）を返却してください。

※従来から持っていた許可業種の中で、経審を受けていなかった業種や、他の業種に完成工事高を合算した業種を追加して再受審することはできません。

第10 経営規模等評価結果の公表

経営規模等評価結果は、一般財団法人建設業情報管理センターのホームページ (<http://www.ciic.or.jp/>) で公表されています。

第11 その他

1 一括下請負の禁止について

一括下請負は、建設業法第22条により禁止されています

メモ

第22条 建設業者は、その請け負った建設工事を如何なる方法をもってするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。
2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。
3 前2項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

なお、公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第14条により、建設業法第22条第3項の適用はありません。

メモ

第14条 公共工事については、建設業法第22条第3項の規定は適用しない。

一括下請負とは、元請負人がその下請工事の施工に関し、自ら総合的に企画、調整及び指導を行っていることを認められるときを除き、次のような場合に該当します。

- (1) 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- (2) 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

注意事項

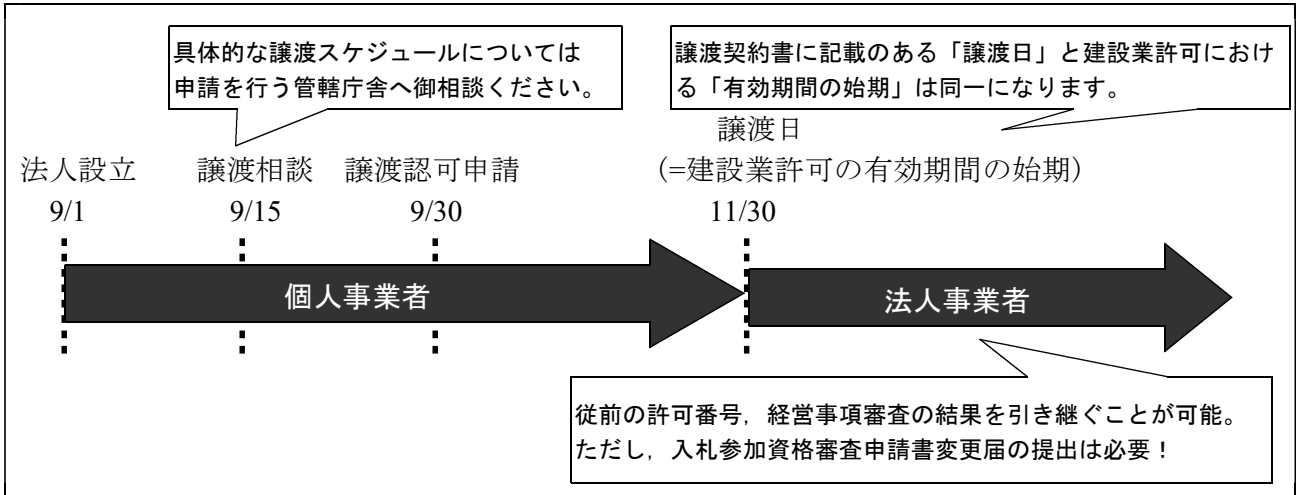
次のような事例の工事については、一括下請負に該当すると判断し、完成工事高として認めません。なお、下請の割合が極めて高く、一括下請負との疑義が持たれる工事については、別途詳細に資料を求めることがあります。

- (事例1) 建築物の電気配線の改修工事において、電気工事の全てを1社に下請負させ、電気配線の改修工事に伴って生じた内装仕上工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合
- (事例2) 住宅の新築工事において、建具工事以外の全ての工事を1社に下請負させ、建具工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合
- (事例3) 戸建住宅10戸の新築工事を請け負い、そのうちの1戸の工事を1社に下請負させる場合
- (事例4) 道路改修工事2kmを請け負い、そのうちの500mを施工技術上分割しなければならない特段の理由がないにも係わらず、その工事を1社に下請負させる場合
- (事例5) 道路改良工事に関して、工事に必要な資材を元請人として提供したのみで、その工事の全てを1社に下請負させた場合

2 法人成り業者及び代替わり業者の取扱いについて

建設業法改正により事業承継の規定が整備され、個人事業主から法人への組織変更（法人成り）及び個人事業主の代替わりにおいて、事前の認可を受けることで建設業の許可の承継が可能となりました。これにより、従前の許可番号及び経営事項審査の結果を引き継ぐことが可能となりました。

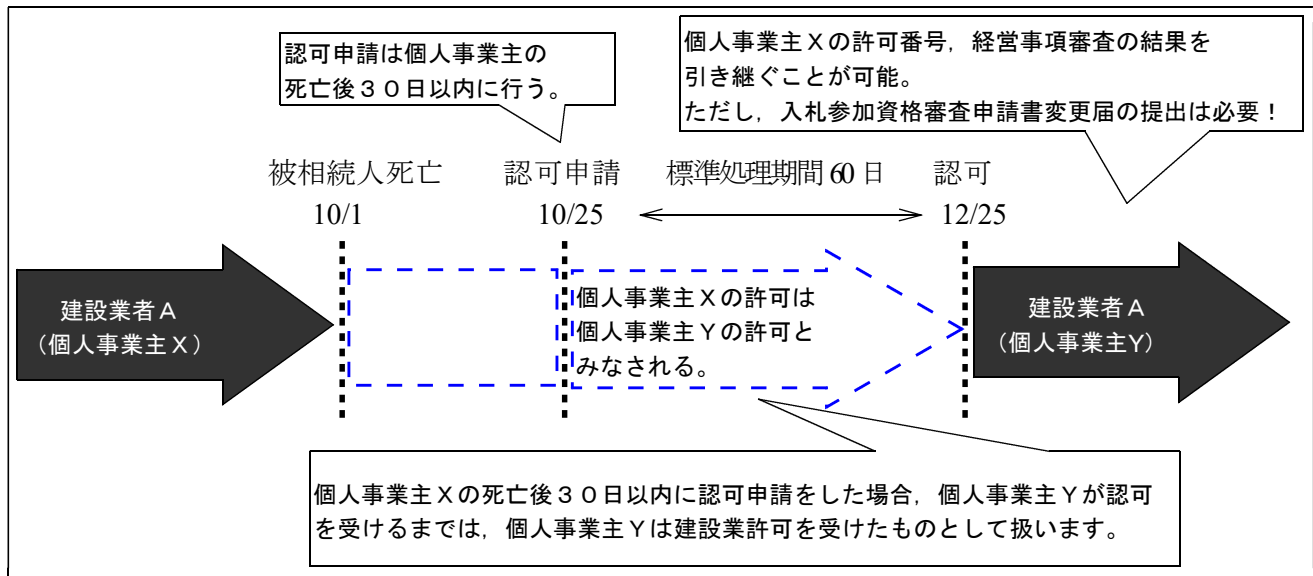
★個人事業主から法人への組織変更（法人成り）の場合（代替わりについても同様）



なお、事業承継を行わずに従前の方法（新規で許可を申請し、旧許可の廃業届を同時に提出する方法）により法人成り等を行う場合は、新たに経営事項審査を受ける必要があります。従前の方法を選択する場合は、事前に建設管理課審査担当に御相談ください。

3 相続について

個人の建設業者が死亡した場合における「相続」についても、同様の制度が新設され、被相続人の許可番号等を引き継ぐことが可能となりました。



4 各種コード表

「項番05」「申請等の区分」

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

「項番06」「処理の区分」の左欄

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完了した場合 (例) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完了した場合 (例) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で、令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前に申請する場合 (例) 令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和3年3月31日)より前日(令和2年11月1日)に申請するとき

「項番06」「処理の区分」の右欄

コード	処理の種類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として認定を受け申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

5 資格合格証明書の再交付手続

合格証明書の種類	申請用紙配布・請求及び申請先
土木施工管理技士	四国地方整備局 技術管理課
管工事施工管理技士	四国地方整備局 技術・評価課
造園施工管理技士	四国地方整備局 都市・住宅整備課
建築施工管理技士	四国地方整備局 技術・評価課
電気工事施工管理技士	四国地方整備局 技術・評価課
建設機械施工管理技士	四国地方整備局 施工企画課

四国地方整備局

〒760-8554 高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代表)

メモ

- 申請は郵送にて行われ、合格証明書の交付までに約1か月程度かかります。
- 申請書(様式8号)は四国地方整備局ホームページ(<http://www.skr.mlit.go.jp/>)及び一般財団法人全国建設研修センターのホームページ(<http://www.jctc.jp/>)からダウンロードできます。

第12 参考資料

1 許可業種、建設工事の種類、内容及び例示

略号	許可業種	建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
土	土木工事業	土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
建	建築工事業	建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大	大工工事業	大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左官工事業	左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
と	とび・土工事業	とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石	石工事業	石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋	屋根工事業	屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電	電気工事業	電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管	管工事業	管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タ	タイル・れんが・ブロック工事業	タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははりつける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事

略号	許可業種	建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
鋼	鋼構造物 工事業	鋼構造物 工 事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事業	鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事業	舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ 工 事 業	しゅんせつ 工 事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事業	板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス 工 事 業	ガラス 工 事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗	塗装工事業	塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事業	防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内	内装仕上 工 事 業	内装仕上 工 事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機	機械器具設 置 工 事 業	機械器具 設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
絶	熱 絶 縁 工 事 業	熱 絶 縁 工 事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹きつけ断熱工事
通	電気通信 工 事 業	電気通信 工 事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
園	造園工事業	造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
井	さく井 工 事 業	さく井 工 事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事

略号	許可業種	建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
具	建具工事業	建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水	水道施設工事業	水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消	消防施設工事業	消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事業	清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解	解体工事業	解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

2 許可業種区分の考え方について

(平成13年4月3日国総建第97号「建設業許可事務ガイドラインについて」

最終改正令和4年12月28日国不建第463号から抜粋)

各業種における類似した建設工事の区分の考え方等については、次のとおりである。

(1) 土木一式工事

① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。

② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

(2) 建築一式工事

ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

(3) 左官工事

① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。

② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

(4) とび・土工・コンクリート工事

① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は次のとおりである。

・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。

・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。

・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

② 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。

③ 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレ

ストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。

- ④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。
- ⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。
- ⑥ 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。
- ⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。
- ⑧ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
- ⑨ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

(5) 石工事

『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は次のとおりである。

- ・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。
- ・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。
- ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

(6) 屋根工事

- ① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
- ② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。
- ③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

(7) 電気工事

- ① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
- ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(8) 管工事

- ① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
- ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- ④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。
- ⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。
なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は、『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
- ⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(9) タイル・れんが・ブロック工事

- ① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。
- ② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。
- ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は次のとおりである。
 - ・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。
 - ・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。
 - ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

(10) 鋼構造物工事

- ① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てる

ことのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。

- ② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

(11) 鉄筋工事

『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

(12) 舗装工事

- ① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。

(13) 板金工事

- ① 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。
- ② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

(14) 塗装工事

下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

(15) 防水工事

- ① 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ② 防水モルタルを用いた防水工事は、左官工事業と防水工事業のどちらの業種の許可でも施工可能である。

(16) 内装仕上工事

- ① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。
- ② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
- ③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

(17) 機械器具設置工事

- ① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

- ② 「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。
- ③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。
- ④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(18) 電気通信工事

- ① 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。
- ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(19) 造園工事

- ① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。
- ② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。
- ③ 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。
- ④ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上や壁面等を緑化する建設工事である。
- ⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。

(20) 水道施設工事

- ① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(21) 消防施設工事

- ① 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工

事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(22) 清掃施設工事

- ① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(23) 解体工事

それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

3 徳島県が発注する建設工事の希望工事種別表

- (1) 工事区分ごとに、土木系工事については3種別、建築系工事については1種別、その他工事については2種別まで希望できますが、1業者が希望できる工事種別数は最大4つまでです。
- (2) 希望工事種別は、対応する建設工事の業種のうち、いずれかについて経審を受けていなければ希望できません。
- (3) ○印の付された業種は、希望工事の中で「専門工事」として発注があった場合のみ受注することのできる業種です。

工事区分	コード	希望工事種別	左に対応する経審受審業種
土木系工事 の中から3	01	一般土木工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事 ○石工事 ○タイル・れんが・ブロック工事 ○水道施設工事
	02	交通安全施設工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	03	標識設置工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	04	法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
	05	プレストレストコンクリート工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	06	グラウト工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	07	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
	08	舗装工事	舗装工事
	09	鋼構造物工事 (鋼橋上部工事を含む)	鋼構造物工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	10	塗装工事	塗装工事
	11	道路区画線工事	塗装工事
	12	造園工事	造園工事
	13	さく井工事	さく井工事
建築系工事 の中から1	21	建築工事(解体工事を含む)	建築一式工事 ○大工工事 ○左官工事 ○とび・土工・コンクリート工事 ○石工事 ○屋根工事 ○タイル・れんが・ブロック工事 ○鋼構造物工事 ○鉄筋工事 ○板金工事 ○ガラス工事 ○防水工事 ○内装仕上工事 ○建具工事 ○消防施設工事 ○清掃施設工事 ○解体工事
その他工事 の中から2	31	電気設備工事	電気工事
	32	暖冷房衛生設備工事	管工事 ○熱絶縁工事 ○水道施設工事 ○消防施設工事
	33	機械設備工事	機械器具設置工事 ○鋼構造物工事
	34	通信設備工事	電気通信工事